

第1回古平町議会定例会 第1号

令和4年3月10日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 令和4年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第 4号 古平町立診療所運営事業特別会計条例案
- 6 議案第 5号 令和4年度古平町一般会計予算
- 7 議案第 6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 8 議案第 7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 9 議案第 8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 10 議案第 9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 11 議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 12 議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算
- 13 議案第12号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第10号）
- 14 議案第13号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第14号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第15号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第16号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第17号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 19 議案第18号 古平町課設置条例の一部を改正する条例案
- 20 議案第19号 古平町中心拠点誘導複合施設設置条例案
- 21 議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 22 議案第21号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 23 議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 24 議案第23号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 25 議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 26 議案第25号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 27 議案第26号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 28 議案第27号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 29 議案第28号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定について

- 30 議案第29号 古平町あいランド広場の指定管理者の指定について
 31 報告第1号 専決処分(第1号)の報告について〔工事請負契約の変更について〕
 32 報告第2号 専決処分(第2号)の報告について〔工事請負契約の変更について〕
 33 発議第1号 古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例案

○出席議員(10名)

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君
2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政
4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史
6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修
8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄
									男
									君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君
副	町	長	奥	山	均	君
教	育	長	三	浦	史	洋
総	務	課	長	細	川	正
						善
						君
町	民	課	長	五	十	嵐
						満
						美
						君
保	健	福	祉	課	長	和
						泉
						康
						子
						君
産	業	課	長	岩	戸	真
						二
						君
建	設	水	道	課	長	高
						野
						龍
						治
						君
会	計	管	理	者	関	口
						央
						昌
						君
教	育	次	長	本	間	克
						昭
						君
財	政	係	主	査	湯	浅
						学
						君

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	岩	豊	君
議	事	係	長	澤	口	達	真
							君

開会 午前 9時55分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下11名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和4年第1回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番、高野議員、7番、岩間議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る3月3日に開催されました議会運営委員会の決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** それでは、私のほうから去る3月3日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月10日から3月17日までの8日間とするものです。ただし、3月15日、16日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。

次に、議事進行についてでございますが、初めに新年度予算議案の取扱いをご説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託、審査することにいたします。予算審査特別委員会での審査方法でございますが、一般会計につきましては歳入は3款程度に分けて、歳出は款ごとに区切って質疑を行います。また、歳入及び歳出の質疑が終了後、聞き漏らしを考慮し、再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質疑件数は2件までとします。特別会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。質疑は一問一答で継続して行い、ほかの人に移ったときは再質疑はできないこととします。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することにします。また、採決については全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構

成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については各会計ごとに行うことといたします。

次に、総括質問について説明いたします。総括質問は、去る12月14日開催の議会全員協議会で決定のとおり、期限までに質疑希望の申出のあった議員のみ行うものとし、また質問順は申出順に行うものいたします。なお、質問方法は一問一答形式で継続して質問を行い、ほかの人に移ったときは再質問できないこととなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問を分けて許可しておりますが、双方関連する質問の場合は議長が状況を見て許可するものとします。なお、総括質問で質問される方は、町長に対する質問が終わりましたら、続けて教育長に対する質問を行うこととし、町長と教育長に対する質問と答弁を合わせて30分を目安といたしますので、時間配分にはご留意の上、質問されるようお願い申し上げます。

それから、予算審査特別委員会と総括質問は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問する傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性のある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。

次に、議員提出議案の取扱いについて説明いたします。発議第1号につきましては、提案理由の説明が終わり次第、議員全員で構成する古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会を設置しまして、これに付託、審査することにします。また、委員長には副議長を、副委員長には総務文教委員長を充てることにいたします。また、発議第2号及び決議案第1号につきましては、会期中に即決する運びといたします。

最後に、一般質問についてご説明申し上げます。一般質問は一問一答方式で行いますが、質問回数は1件3回、質問は質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月10日から3月17日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月10日から3月17日までの8日間に決定しました。

お諮りします。3月15日と16日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、3月15日と16日は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和3年度1月分、2月分例月現金出納検査報告、令和4年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会議決結果、令和4年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、令和4年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果、令和4年第1回後志広域連合議会定例会議決結果の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 令和4年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長（堀 清君） 日程第4、令和4年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。

最初に、令和4年度町政執行方針について、町長、どうぞ。

○町長（成田昭彦君） 1 はじめに

令和4年第1回定例会を開催するにあたり、令和4年度の町政執行について、私の所信を申し上げます。

私が昨年5月に町長に就任してから約10ヶ月が経ちますが、この間、古平町の顔となる新役場庁舎が、現文化会館の機能を併せ持った中心拠点誘導複合施設、通称「かなえ〜」として完成いたしました。これも偏に町民の皆様、議員各位のご理解とお力添えがあったからだ、心から感謝しております。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

さて、昨年から続く、新型コロナウイルス感染症は、感染の拡大、病床の逼迫、経済への打撃など多大な影響をもたらし、本年に入ってから、第6波の到来による「まん延防止等重点措置」が適用されるなど、未だに収束の兆しが見えない状況が続いております。

こうした厳しいコロナ禍での令和4年度予算編成は、私にとって初の編成でありましたが、町長就任時に掲げた「対話と融和と連携による 町民参加のまちづくり」を基本に、各分野に幅広く予算付けをしたところであります。

また、令和4年度の町政執行にあたりまして、引き続き、町民との対話を重視するとともに、私をはじめ全職員が一丸となって、町民の皆様としっかりと向き合い、ともに議論しながらまちづくりを進めたいと考えております。

それでは、令和4年度の主要な施策について、昨年3月に策定いたしました古平町総合指針の基本方針ごとに申し上げます。

2 主要施策

基本方針1 安心・快適に暮らせるまち

（まちなかの賑わい再生について）

まず、安心・快適に暮らせるまち、まちなかのにぎわい再生についてでございます。平成30年度

から複合施設、(仮称)道の駅ふるびら及び150年広場などの中心拠点再生整備事業を進めているところですが、先日、複合施策が完成いたしました。供用開始は5月6日で、落成式と内覧会を4月24日に予定しておりますが、コロナウイルスの感染状況によっては内覧会だけの実施とし、落成式の中止を検討しております。近日中に判断したいと考えております。

次に関連する主な令和4年度事業は、複合施設の駐車場恵久美、現役場庁舎の解体、及び文化会館の解体等を予定しております。複合施設の駐車場は、今秋頃の完成予定のため、それまでの間、町民の皆様には裏口を使用していただくことなどご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、道の駅のコンセプトや管理運営方法等について検討する「道の駅整備検討委員会」は、コロナウイルス第6波の到来により未だ開催できておりませんが、この委員会での意見を令和元年度に行った実施設計に反映させる修正設計を令和4年度に発注予定であります。

(中央バス積丹線について)

中央バス積丹線についてでございます。中央バス積丹線については、古平、積丹、余市及び小樽の沿線4市町と中央バス株式会社において、これまで何度も路線維持や収支不足の負担について協議をしてきたところであります。しかし、昨年末、中央バスから今回の補助対象期間においても収支不足が発生したため、各沿線自治体の負担を求められるとともに、既に合意していた令和4年4月からの美国～小樽間の2往復に加え、平日の小樽行1便と土日祝日の美国行1便の更なる減便が提案されました。

高齢化が進む本町としては、積丹線は唯一の公共交通機関であること、減便は極端に利用者数が少ない便であったことから、影響が限定的であると判断し、他の3市町とともに同意いたしました。

今後も引き続き、路線維持のため中央バスや沿線市町と生産性向上の取り組みを推進してまいります。

(公営住宅等長寿命化策定事業について)

公営住宅等長寿命化策定事業についてでございます。公営住宅長寿命化計画は、公営住宅の修繕コストの削減や事業量の平準化を図ることを目的に、平成25年から10年間の計画で実行されております。令和4年度末に計画期間が終了するため、次期計画を策定し、適正な維持管理に努めてまいります。

(歌棄稲荷沢線凍雪害防止事業について)

歌棄稲荷沢線凍雪害防止事業についてでございます。歌棄稲荷沢線は、歌棄地区と市街地を繋ぐ重要な路線であります。冬期の厳しい気象条件や大型車両の増大で、路面が損傷しております。安全な通行を確保するため、令和4年度から計画的に舗装の打ち替え工事を実施いたします。初年度は200mの施工を予定しております。

(橋りょう・河川等の整備について)

橋りょう・河川等の整備についてでございます。令和4年度に実施する橋りょう長寿命化事業は、冷水橋の修繕工事と稲荷橋の実施設計であります。

河川維持事業は、チョペタン川、冷水川、丸山川、出戸の沢川及び浜町水路の河床掘削等を予定

しております。

住宅リフォーム支援補助事業は、太陽光発電システム工事、耐震改修工事及び下水道接続工事を実施した個人に対する補助であり、「ゼロカーボンシティ」の取り組みでもあることから引き続き、実施いたします。

簡易水道事業では、水道メーター52個の更新を予定しており、公共下水道事業では、下水道管理センターやマンホールポンプ所において、施設更新を予定しております。

(灯油購入等助成事業について)

灯油購入等助成事業についてでございます。低所得者の負担軽減を目的に実施した灯油等購入助成事業は、今年度、申請件数が384件あり、課税世帯等の理由で不支給とした20件を除き、364件へ支給したところです。

令和4年度からは、灯油単価等の支給基準は設けず、毎年度の事業として当初から関連経費を予算計上いたします。なお、支給方法については、今年度は商品券といたしましたが、事業者等からの意見も聴きながら検討してまいります。

(防災対策について)

防災対策についてでございます。令和4年度は、北海道原子力防災訓練において、避難訓練の対象地域となっております。北海道や関係機関と連携して、原子力災害時における緊急時対応等を確認いたします。また、近年はゲリラ豪雨や大型台風が各地で頻繁に発生していることから、令和4年度は、職員を中心とした避難所運営訓練を実施いたします。

なお、災害時の大原則である、自分の身は自分で守る「自助」、及び地域の一人ひとりが助け合う「共助」の精神を町民の皆様に浸透するよう、引き続き、進めてまいります。

基本方針2 いきいき健やかに暮らせるまち

(地域医療の確保について)

次に、いきいき健やかに暮らせるまち、地域医療の確保についてでございます。町立診療所は、現在、常勤医師2名と社会医療法人交雄会メディカル記念塔病院の協力を得ながら、地域の一次医療機関として安定した医療を提供できるよう効率的な運営に努めており、引き続き、地域のかかりつけ医として訪問診療の実施や二次医療機関への円滑な引継ぎ体制の構築に向けて、最大限の努力を行ってまいります。

また、これまでは一般会計に歳入歳出予算を計上しておりましたが、令和4年度からは事業内容を明確化するために特別会計を設置いたします。

(高齢者の福祉施策について)

高齢者福祉施策は、高齢化が進む本町としてはまちづくりの重要な課題であります。過去に行った高齢者ニーズ調査では、約7割の方が終末期に本町での居住を希望しておりました。その希望に応えるべく昨年12月に開所した介護医療院は、3月5日現在、13名が入所しており、これまでも2名の看取りを行いました。

今後は、高齢者の多くが「訪問介護」等を希望していることから、医療系介護サービス基盤の整備検討、医療や介護従事者の質の向上、さらにはその人材確保に向けた取り組みを支援してまいります。

ます。

基本方針3 人を育み人を活かすまち

(公園遊具更新事業について)

人を育み人を活かすまち、公園遊具更新事業についてでございます。町内の公園の多くは、遊具の老朽化が著しく、子どもの遊び場として親しみの持てる公園には程遠い状況です。遊具の更新は、町民要望が多いため、限りある財源から優先順位を決め、比較的用户の多いみどり公園にコンビネーション遊具、あけぼの公園に2連ブランコを更新してまいります。

(新規漁業就業者支援事業について)

新規漁業就業者支援事業についてでございます。高齢化等が進む漁業者については、今後は減少も見込まれるため、新規の担い手確保が急務となっております。独立に向けた研修環境の整備、その研修生への家賃補助や支援金、設備導入に対する「新規漁業就業支援事業補助金」を創設し、漁業者の定着や新規参入を促進してまいります。

基本方針4 産業で活気あふれるまち

(漁業の振興について)

次に、環境で活気あふれるまち、漁業の振興についてでございます。本町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、漁獲高の減少や磯焼けの進行により厳しさを増すばかりであります。「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を促進するため、令和4年度も引き続き、漁業者が行う「ウニ種苗放流事業」や「ヒラメ稚魚放流事業」に助成いたします。

また、新たに東しゃこたん漁協の浅海部会が行う「藻場再生試験事業」は、海藻の成熟に必要な鉄分等の施肥材を海岸に埋設する事業であり、磯焼けの解消を目的としていることから支援を行ってまいります。

(ふるさと納税について)

ふるさと納税についてでございます。令和3年度のふるさと納税の状況は、2月末現在で、寄付件数43,283件、寄付額4億2,586万円と対前年比94%となっております。ふるさと納税は、本町のまちづくりの貴重な財源となっていること、返礼品に特産品を利用することで全国の寄付者に広くPRできることから、令和4年度については更にポータルサイトを追加し、5つのサイトで運用する体制を整えます。

また、今後は、本町の強みである海産物や水産加工品のほか農産品などを新たに返礼品に加え、これまでとは違った面から本町の魅力を発信してまいります。

(農業の振興について)

農業の振興についてでございます。本町の農業については、今後、農業者の高齢化や後継者不足から、遊休農地等が増加することが見込まれるため、農地情報の発信や受け入れ体制づくりなどを進めてまいります。

人的被害や農業被害をおよぼすヒグマ、エゾシカ及びアライグマなどの有害鳥獣については、引き続き、猟友会余市支部古平分区の協力を得ながら適切に駆除対策を実施してまいります。

(商工業の振興について)

商工業の振興についてでございます。地域経済は、新型コロナウイルスの感染拡大や人口減少に伴う購買力の低下等から大変疲弊していると考えております。商工会が発行するプレミアム商品券は、そのような厳しい経営環境の中においても一定程度の町内消費を確立できることや、新たな消費を誘引することが見込まれるため、プレミアム率部分に対して令和4年度も引き助成してまいります。

基本方針5 変化に負けない足腰の強いまち

(新型コロナウイルス感染予防対策について)

次に、変化に負けない足腰の強いまち、新型コロナウイルス感染予防対策についてでございます。2月25日現在、コロナワクチン接種率は、1回目が89.8%、2回目が88.5%、3回目が41.0%であります。ワクチンは重症化や発症等を予防する効果があるため、3回目までの接種を希望する全ての方が受けられるよう、引き続き、北後志での共同接種体制の構築、町立診療所での計画的な接種、更には町の専用電話による予約支援や相談業務を継続してまいります。

また、北海道が進める無症状者への無料の抗原検査を診療所で実施し、陽性者の早期発見や早期治療に繋がられるよう行ってまいります。

(下水道広域化推進総合事業について)

下水道広域化推進総合事業についてでございます。北後志衛生施設組合において処理しているし尿等は、前処理後に余市町の下水道施設に投入し、下水道広域化推進事業として広域処理を行うこととなっております。この事業は、既に基本設計及び詳細設計を終え、令和4年度から本格的に施設整備に着手いたします。

令和4～6年度までの総事業費は15億5百万円で、国補助を差し引いた残額に対して、各町村が定められた負担割合で事業主体の余市町へ負担金を納めることとなります。本町の令和4年度の負担額は約2,000万円で、以後令和6年度まで約8,700万円の負担が予定されております。

3 令和4年度各会計予算について

古平町の財政は、財政規模が小さいため、1つの要因で簡単に好転することもあれば、悪化に陥ることもある不安定な財政状況であります。今後の複合施設の公債費等を考えると、決して余裕のある財政状況ではないことから、常に健全な財政を維持するために、昨年引き続き、全ての事業を分野横断的に再点検し「選択と集中」の視点に立って、予算編成いたしました。

令和4年度の予算規模は、一般会計38億6,000万円、特別会計7億5,060万円、合計46億1,060万円です。

前年度と比較しますと、一般会計では、40.7%の減、特別会計では、37.0%の増、全会計では、34.6%の減となりました。

予算の特徴といたしましては、中心拠点誘導複合施設が完成したことにより、一般会計の建設事業費が、対前年比83.5%減で、金額にして26億3,235万円の減となっております。

また、介護保険サービス事業特別会計は、先にも述べました介護医療院に関する経費を当初予算から計上したため、対前年比224.4%増、1億210万円の増となっております。

さらに町立診療所につきましても、運営経費について特別会計を設置して予算計上したところで

ございます。

4 おわりに

以上、町政運営を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

人口減少や少子高齢化により、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増すばかりですが、引き続き、安全・安心なまちづくりを進める施策や、未来につながる施策など重要課題に対し時機を逸することなく着実に実行し、具体的な成果を目指して、全力で取り組んでまいります。

町長就任時の初心を忘れず、町民の付託に応えることができるよう、精一杯取り組む覚悟であります。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和4年度の町政執行方針といたします。

○議長（堀 清君） 町長の執行方針が終わりました。

次に、教育行政執行方針を行います。教育長、どうぞ。

○教育長（三浦史洋君） 議員の皆様には、日頃より本町の教育行政に対し、深いご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

ここでは、全体を二つに大きく分け、前半に新年度執行方針を、後半に行政報告を記載してございます。

第1 教育行政執行方針

令和4年古平町議会第1回定例会の開会にあたり、所管する教育行政の執行方針について申し上げます。

はじめに

急速に進行する人口減少や、新型コロナウイルス感染症への対応などにより、今後、社会経済の構造が大きく変化していくと考えられます。

また、社会のグローバル化に加えて、デジタル化、AIによる技術革新など、先行きが不透明な予測困難な時代であります。

このような中、次代の担い手である古平の子どもたちが主体的にたくましく生きていけるよう、学校、家庭、地域、行政が連携し、適切な教育施策に取り組んでまいります。

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体のバランスが取れた「生きる力」を育てまいりたいと考えます。

更には、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて学び、その成果を活かす「学び」と「活動」を循環させる体制の整備に努めてまいります。

それでは、所管する「学校教育」、「生涯学習、スポーツ」それぞれの重点的な取組みについて申し上げます。

1 学校教育の推進について

学校教育の推進についてです。1点目は、漢字検定及び英語検定の検定料助成です。

児童生徒が「確かな学力」を育み、「読むこと、書くこと、計算ができること」などの基本的な力を身につけるためには、各種検定を積極的に活用することが有益であると考えます。

本年度は、漢字検定と英語検定について、各1回分の検定料を助成して、子どもたちの向学心を

刺激し、より多くの児童生徒が受検しやすくすることで、学習意欲の向上や学力アップを期待するところです。

2点目は、無線LAN環境の拡充です。

小中学校では、令和2年度に国のGIGAスクール構想の一環として、普通教室に無線LAN環境を整備したところです。

本年度は、1人1台端末を最大限に活用し、コロナ禍におけるオンライン授業等に対応するため、特別教室等にも無線LANの環境を整備することで、教育分野でのICT化を進めるものです。

3点目は、学習用デジタル教科書の活用です。

文部科学省では、ICTを最大限に活用し、学校教育の質を高めるために学習用デジタル教科書の導入を推進しており、当町では令和3年度に小学校がデジタル教科書実証事業の重点校として、1～2年生については「生活」、3～6年生については「理科」のデジタル教科書が導入されました。

本年度については小・中学校で「英語」のデジタル教科書が導入されることが決まっており、小中学校が連携した取組みや外国語指導助手を効果的に活用しながら、外国語のコミュニケーション能力の育成を図ってまいります。

4点目は、校務支援システムの導入です。

学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステムです。

教職員の事務負担を大幅に軽減し、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細かな指導の実現に貢献するものとして、本年度、小学校と中学校に配備いたします。

なお、本システムの後志管内導入状況は、20市町村中、13市町村となっております。（令和4年2月9日現在調べ）

2 学校給食について

次に、学校給食につきましてです。当町の学校給食は、手作りにこだわり調理しているため、町外から転入されてくる先生方にたいへん美味しいと好評であります。

安心で安全な栄養バランスのとれた給食を安定的に提供するため、食中毒に対する危機管理意識の一層の向上を図り、施設内の衛生管理の徹底に努めるとともに、食物アレルギーの対応に万全を期して、学校給食を通して子どもたちの健やかな成長を支えます。

また、地元の食材を提供することによって、地域の産業や伝統食文化に関心をもたせるとともに、地域への愛着に繋げて、食を支える方々への感謝の気持ちが育まれることを願い、一品でも多くの地場産食材を使用した学校給食の提供に努めてまいります。

子どもたちにとって、食生活の乱れは健康や体力・学力の低下に関係し、食事の重要性や栄養バランス、食生活に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭による給食指導と食育授業を推進してまいります。

3 生涯教育、スポーツの推進について

次に、生涯教育、スポーツの推進についてです。1点目は、子ども第三の居場所の整備についてです。

当町で現在運営されている民間の放課後児童クラブ「一期倶楽部」は、施設・設備の老朽化が著しい現状です。

児童福祉法に規定された放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は市町村の責務であることから、民設からの発展的転換を図り、公設の放課後児童クラブとして少年教育推進の観点から、建設整備するものです。

なお、事業費財源はB&G財団「子ども第三の居場所」開設事業助成金を申請して、事業展開を進めてまいります。

2点目は、健幸ポイント事業についてです。

町民皆様の健康づくりへの関心を高め、習慣付けがされるように、日々のウォーキングや健康教室等に参加するごとにポイントが付与され、一定数貯まると商品券などがもらえる「健康になり幸せになる」事業です。

参加される方が、健康づくりをしながら、お得なポイントも貯まるのでやる気が出る、と思っただけのような制度づくりを心掛けてまいります。

3点目は、芸術文化鑑賞事業についてです。

本年度は北海道文化財団の助成を活用し、町民の皆様が楽しんでいただける内容の事業を、複合施設内の地域交流センターで開催したいと考えております。

4点目は、古平町図書館の開設についてです。

これまで、町民に愛される図書館、魅力あるサービスを提供する図書館を目指して、開設の準備を進めてきたところです。

子どもからご年配の方まで、あらゆる年代の「生涯学習の拠点」としての機能と、図書館に行けば誰かに会える「憩いの場」としての機能を兼ね備えた施設づくりを基本コンセプトに掲げます。

現図書室では、小説やエッセイ等の読み物、実用書が少ない、児童書の読み物が少ない、との専門家の指摘を勘案し、貸出図書や雑誌の充実を図り、ホームページでの情報提供や、子どもが靴を脱いで本を読めるスペースの提供、学習に集中できる机とイスの整備、くつろいで本を読めるロッキングチェアの整備、館内での飲物を可とすること。

また、新聞の記事検索サービスの提供や、目や耳の不自由な方でも本を楽しめるサービスの検討、図書館イベントの実施など、様々なサービス展開を実施していきます。

4月からは、正規職員の図書館司書を配備し、5月開設からも町民の意見や要望を頂戴しながら、生涯を通じ心の豊かさを支える図書館であることを目指して行きたいと考えております。

以上、教育行政に関する基本的な考え及び重点的な取組みについて、申し述べました。

教育委員会は、総合教育会議等で町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育の課題やあるべき姿を共有することで、効果的に教育行政を推進してまいります。

更には、教育関係者や各種団体のご協力を得ながら、「この町に住んでいてよかった。」とすべての町民に言っていただけるように、教育振興に全力を傾けます。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のお一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

第2 行政報告

行政報告についてです。続きまして、前回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について、教育行政報告をさせていただきます。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

1月27日から北海道全域に適用されたコロナまん延防止等重点措置は3月21日までとされておりますが、小学校、中学校における感染症対策に関しては、道教委からの通知や文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、引き続き対策を実施しております。

学校における感染状況ですが、中学校教諭1名が1月27日PCR検査の結果、陽性となり感染が判明しました。同教諭の家族がその5日前に陽性となっており、教諭本人は自宅待機をしておりましたので、学校には出勤しておらず、中学校での濃厚接触者はおりませんでした。

また、小学校1年生の児童1名が2月12日に発熱があり、14日にPCR検査を実施したところ陽性でした。この報告を受け、小学校第1学年を15日から17日までの三日間学級閉鎖しました。これは発症日の翌日から5日間程度とする文部科学省のガイドラインに沿ったものです。

なお、三日間のうち16日と17日にはオンライン授業を実施しております。朝の健康観察時にはラジオ体操や校歌を歌い、授業としては国語と算数の教科を実施したとの報告を受けております。

3月6日には小学校3年生の児童1名が発熱し、7日に検査、陽性でした。この報告を受け、小学校第3学年を8日から11日までの四日間学級閉鎖としております。（発症日6日、翌日から起算し5日間程度に当たる11日まで。）

学級閉鎖中は、プリントとオンライン授業を行う予定です。

2 学校教育活動について

次に、学校教育活動についてです。高校入試が次の日程で実施されました。2月15日、私立高校A日程、18日、私立高校B日程、3月3日、道立高校。中学3年12名が、それぞれ希望する高校を受験しております。今後の予定は、次のとおりです。3月16日、道立高校合格発表日。

卒業式は、中学校が3月15日、小学校が3月18日に举行されます。コロナ対応で昨年と同様、来賓はお呼びせず、時間を短縮しての実施となります。

春季休業については、小・中学校とも3月25日から4月5日までとなっております。

3 教職員人事について

次に、教職員人事についてです。3月4日に令和4年度当初の教職員人事異動が内示されました。今後の予定は、次のとおりです。3月24日、学校管理職の人事異動発表、同25日、一般教職員の人事異動発表。

4 学校給食について

次に、学校給食についてです。食育の一環でもあります地場産物を給食に活用することですが、白米については、町内作付け農家4戸の協力をいただき、引き続き給食提供しております。

農産物、畜産物、海産物についても、それぞれの旬の時期にできる限り活用してまいりました。

その結果、地場産物の活用は、本年度は2月末現在で73品目を数え、昨年度の69品目を上回っている状態です。

5 生涯学習・スポーツについて

次に、生涯学習、スポーツについてです。12月23日、第2回文化教室をたけなわ学級と合同で開催しました。11名参加して「しめ飾りづくり」を行いました。手づくりのしめ飾り、新年も安泰のことでしょう。

1月7日には、小中学生を対象とした書き初め大会を開催いたしました。小学生16名、中学生11名とALTの計28名が力強い筆さばきで作品を完成、文化会館ロビーに展示させていただきました。

成人式は1月9日、二年ぶりに開催することができました。新成人20名が出席し、旧友や恩師との談笑に、またたく間に時が過ぎていく模様でした。交歓会は行わず、代わりに町内菓子店のケーキを記念品として贈っております。

なお、来年度からは満20歳を対象とした「二十歳を祝う会」として同時期に開催することを決定しております。

2月4日には、健康教室「リラックスヨガ&リズムエクササイズ」を開催、21日まで全4回延べ12名が参加し、冬季間の運動不足を解消しております。

2月17日には、第4回ブックスタート事業を乳幼児健診会場で実施、3組6名に絵本贈呈、また、絵本の展示を実施いたしました。

2月26日には、少年少女わんぱく王国「キックベースでリアル野球盤」を、13名の子どもたちが楽しんでおります。

文化会館図書室は、1月末に閉館し、現存する膨大な図書の箱詰め作業、移転先の図書位置の決定を進めております。今後は図書の移動、図書館オープンの準備を行ってまいります。

以上、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を、今後ともお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に取りまとめましたので、後ほどご覧ください。

○議長（堀 清君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎日程第5 議案第4号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第4号 古平町立診療所運営事業特別会計条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第4号 古平町立診療所運営事業特別会計条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成28年度に町立診療所を設置し、一般会計で運営してきたところでありましたが、令和3年12月、診療所の一般病棟を介護医療院に転換するに当たり、診療所は医療法、介護医療院は介護保険法を根拠法令としており、介護医療院については市町村が介護保険施設の運営を行う場合には介護保険法施行令第1条により特別会計の介護サービス事業勘定に区分しなければならないとされております。診療所及び介護医療院は一体的に運営されていることから、事業を明確化するため

に、診療所においても地方自治法209条第2項により特別会計を設置し、区分することとして、条例を制定しようとするものでございます。

議案2ページを御覧ください。第1条では、本会計を設置するための目的として、運営管理の適正を図るため、特別会計を設置すると規定しております。

第2条では、歳入と歳出についての規定をしております。

第3条では、当初の見込みを上回る収入を上げた際、業務量の増加により必要経費に不足が生じた場合には議会の議決を経ることなく迅速に支出措置ができるとする弾力条項の適用について規定しております。

なお、施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第4号 古平町立診療所運営事業特別会計条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。11時まで休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時01分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第5号ないし日程第12 議案第11号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第5号 令和4年度古平町一般会計予算から日程第12、議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算までを一括議題とします。

初めに、議案第5号 令和4年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第5号 令和4年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

予算、厚いほうの3ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億6,000万円と定めると規定しております。

2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によると規定しております。

これにつきましては、1ページめくっていただいた4ページ、5ページに歳入予算、さらにもう一ページめくっていただいた6ページ、7ページに歳出予算をお示ししております。

また3ページに戻ってください。第2条、地方債として、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によると規定しております。

これにつきましては、8ページ御覧ください。令和4年度事業を実施して、起こすことのできる地方債、借金の一覧をお示ししております。

また3ページに戻ってください。第3条、一時借入金として、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、10億円と規定しております。

それでは、予算の内容の説明をいたしますが、今回は今までと説明方法を変更させていただき、少し詳しくご説明させていただきます。まず、予算書を用いまして、地方自治法の議決事項であります予算科目、款、項のレベルでおおむね対前年と比較して1,000万円以上の増減のあったものについて、その主な概要を説明させていただきます。その後、予算説明資料、薄いほうを用いて内容をもう少し詳しく説明させていただきます。

予算書の歳出から説明いたします。76ページ御覧ください。76ページですが、2款総務費、1項総務管理費、そこの比較の欄を御覧ください。対前年26億6,256万円の減となっております。これの主な要因としては、1枚めくっていただいて78ページの5目財産管理費、そこの比較の欄で26億5,520万1,000円減となっております。ご承知のとおり、複合施設が完成したため、その建設費分が減となったため、大きく減っております。

続きまして、94ページ御覧ください。予算科目、3款民生費、1項社会福祉費、これのまた比較の欄を御覧ください。対前年3,503万5,000円の増となっております。これの増加要因につきましては、様々な要素の積み重なりで増えているものなのですが、大きな要素としては、98ページ御覧ください。98ページ中段に8目介護保険費と書かれております。その介護保険費の科目の中の99ページ、27、繰出金の欄御覧ください、そこに介護保険サービス事業特別会計繰出金と書かれてございます。ここ昨年よりも大幅に増えておりますが、これも先ほどからの説明であります介護医療院の経費を当初から見込みまして、介護サービス会計で介護医療院の経費を当初から計上してございます。その収支不足を補填するための繰出金で、これが増となっているため、増えてございます。もう一つ、104ページ御覧ください。一番上段です。13目灯油等購入助成事業です。先ほどの町長の町政執行方針にもありまして、今年度から当初予算に灯油購入助成、いわゆる福祉灯油予算を計上してございます。

続きまして、108ページ御覧ください。予算科目、4款衛生費、1項保健衛生費です。比較の欄御覧ください。対前年2,104万7,000円増となっております。その増加要因といたしましては、その下の1目保健衛生総務費内にある、ページで言うと109ページになりますが、27節繰出金です。この繰出金の中に診療所運営事業特別会計繰出金で5,250万円計上してございます。診療所会計、先ほど

の議案でもあったように、特別会計設置いたしましたので、その診療所の収支不足に対する一般会計からの繰り出しです。この分で4款1項、増加になってございます。

続きまして、112ページ御覧ください。下段です。予算科目、4款2項清掃費です。対前年2,021万3,000円の増となっております。これの主な要因といたしましては、ページを1枚めくっていただいて115ページ、14節工事請負費、クリーンセンターシーケンサの更新工事で1,193万5,000円、これが増えておりますので、増となっております。

続きまして、120ページ御覧ください。予算科目、5款農林水産業費、3項水産業費です。対前年1,103万5,000円増となっております。これの主要因といたしましては、120ページの横の121ページ、一番下、18節負担金補助及び交付金の中で新規漁業就業者支援事業補助金で270万円、えびかご漁業改良漁具導入補助金で705万円、藻場再生試験事業補助金で86万1,000円と新規の事業を3つ計上してございますので、これが増加の主要因となっております。

続きまして、128ページ御覧ください。予算科目、7款土木費、2項道路橋りょう費でございます。対前年1,291万4,000円の増となっております。これの主要因といたしましては、1枚めくっていただいて130ページ、上段の3目道路・橋りょう改良費の中のページで言うと131ページの14節工事請負費の歌棄稲荷沢線道路改良工事請負費を新規に実施いたしますので、それが1,900万増えておることから、大きな増要因となっております。

続きまして、132ページです。中段です。7款5項住宅費です。対前年974万5,000円増です。これの主要因としましては、その横の133ページ、12節委託料の中の公営住宅等長寿命化計画策定業務委託で730万円、その下の18節負担金補助及び交付金の中の住宅リフォーム等支援補助金260万円、これを令和3年度と比較しますと新規に計上しておりますので、その分で増になっております。

続きまして、134ページ、予算科目、8款消防費、1項消防費でございます。対前年6,250万4,000円の減となっております。これの主要因といたしましては、135ページの一番上、北後志消防組合負担金でございます。これは、昨年北後志消防組合負担金の中に救助工作車2,500万円と水槽車の更新3,700万円を計上しておりましたので、合わせて6,200万円、昨年よりも多かったです。その分が終了したことにより、減となったところでございます。

続きまして、158ページ御覧ください。予算科目、13款職員給与費、1項職員給与費です。対前年4,236万2,000円の減となっております。ここの科目は、職員の給与ですが、大きく減った原因といたしましては、2年度末に給与の高い職員が早期に退職が何人か出ました。人員補充はいたしましたが、全体的に一般職の給料が減ったというのが一つの理由です。もう一つは、令和3年度当初では常勤医がおりませんでしたので、その分会計年度職員として派遣医師の報酬を計上してございました。その分が減になったことにより、大きく減ったところでございます。

次に、歳入の予算科目、款、項までで昨年度と比較して同じく1,000万円以上の増減で説明したいと思っております。44ページに戻ってください。10款地方交付税、1項地方交付税です。対前年2億8,000万増としております。45ページの普通交付税、R3年度の実績と国の示す地方財政計画から18億7,000万円と推計して、R3より2億7,000万円増加しております。これが主要因でございます。

続きまして、48ページ御覧ください。予算科目、12款1項使用料です。対前年3,038万6,000円の

減となっております。この科目には昨年まで診療所の使用料が計上されてございました。先ほどからご説明しているように特別会計を設けましたので、そちらに異動したための減でございます。

続きまして、50ページ御覧ください。50ページの13款国庫支出金のまず1項国庫負担金でございます。対前年1,296万1,000円減となっております。この部分につきましては、何が要因というわけではなく、もろもろの経費の積み重なりで減額となっております。

そのまま50ページの2項の部分見てください。国庫補助金です。対前年3億8,369万8,000円減となっております。大きな要因としては、複合施設が完成したため、その関連で補助金が減ったため、この科目減っております。

続きまして、64ページ御覧ください。17款繰入金、2項基金繰入金でございます。対前年4億1,327万円減となっております。大きな要因としては、複合施設の建設が終了したため、昨年度の予算ではコミュニティセンター建設基金と役場庁舎建設基金合わせて3億7,589万円を繰入れする予算でございました。その分がなくなったことによって減となっております。あと、複合施設内の備品につきましてもふるさと応援基金を昨年は予定しておりましたが、それも事業が終了したことによって減要因となっております。

続きまして、68ページ、予算科目、19款4項雑入です。対前年6億1,629万6,000円の減となっております。令和3年度につきましては、69ページの雑入の中に複合施設建設のための二酸化炭素排出抑制対策事業補助金6億1,992万5,000円を計上してございました。それも終了したため、なくなったことによって減となっております。

続きまして、70ページ、予算科目、20款町債、1項町債でございます。対前年14億6,290万円減となっております。こちらも同じく複合施設が完成したため、それに対する借入れする起債が減ったための減でございます。

以上が自治法で規定されている議決事項の科目の項レベルでの主な増減要因でございました。

では、これを踏まえまして、R4年度の予算の内容をもう少し詳しく説明いたしますので、予算説明資料を御覧ください。薄いほうです。まずは、3ページ御覧ください。各会計予算総括です。先ほどから申し上げているとおり、一般会計の令和4年度予算総額は38億6,000万です。特別会計と合わせた合計がその上段の表の合計の欄に書かれているとおり46億1,060万円でございます。

続きまして、7ページ御覧ください。7ページは、予算を科目ではなくて性質別に分けて令和3年度と比較したものでございます。先ほどの予算の内容とちょっとかぶる部分もございますが、簡単にご説明いたします。最初、1、町税につきまして、比較の欄御覧ください。対前年717万6,000円増で予算計上してございます。

その下、2から9、地方譲与税等のところを御覧ください。対前年242万7,000円で計上してございます。

その下、10、地方交付税、対前年2億8,000万と、これは先ほども説明したとおり、普通交付税を対前年2億7,000万増で見込んでおりますので、増加してございます。

その下、11、分担金及び負担金でございます。対前年27万円です。

続きまして、12、使用料、手数料、対前年3,538万1,000円の減でございます。先ほども説明した

とおり、診療所の保険診療等で3,059万9,000円減になっている。これが主要因でございます。

続いて、13、国庫支出金、比較の欄御覧ください。3億9,668万6,000円の減となっております。大きな要素としては、その下の中段ぐらいです。社会資本交付金（複合施設分）ということで、複合施設完成したことから、去年まで計上していた補助金から3億1,341万7,000円が減となっております。それと、そのすぐ下、エネルギー構造高度化補助金、エネ高と言っていたものですが、それも事業が終わりましたので、8,140万円が減となっております。

続きまして、14、道支出金です。そこにつきましては、1,487万9,000円の減となっております。いろいろなものが積み重なった減でございます。

続いて、7ページ、表右側の15、財産収入のところ御覧ください。対前年77万2,000円の減です。

16、寄附金につきましては、対前年と同額です。

17、繰入金につきましては、対前年4億1,325万2,000円の減でございます。これも先ほどご説明いたしました、コミュニティセンター建設基金で7,700万、庁舎基金で2億9,889万、ふるさと応援基金の繰入れで1億1,560万の減となっております。それと、その一番下、医療福祉施設等事業運営基金、これは昨年議決をいただいた神恵内からの文献調査に係る電源交付金7,500万円のうち3,600万円を今回繰入れいたしまして、医師の人件費に充てるための基金でございます。

続いて、18、繰越金、対前年同額です。

19、諸収入、対前年6億1,600万3,000円、大きな主要因としては、CO₂排出抑制補助金、それがなくなったための減でございます。

20、町債、対前年14億6,290万円、こちらも複合施設が完成したための減でございます。

1枚めくっていただいて9ページ御覧ください。こちらは歳出を科目ごとではなくて性質ごとに表したものでございます。同じように増減の内容をご説明いたします。一番上、人件費、対前年4,101万9,000円の減となっております。主要因といたしましては、一般職の給与が2,281万7,000円の減、先ほどもちょっとご説明しましたが、会計年度任用職員の報酬で1,873万6,000円の減となっております。それと、早期に退職した方が多々出ましたので、退手負担金1,367万9,000円増となっております。

続きまして、2番目、物件費でございます。対前年3,517万9,000円の減でございます。様々な経費の積み重なりでございます。

3番、維持補修費、対前年3,155万9,000円、これも様々な経費の積み重なりでございます。

4番、扶助費、対前年2,159万4,000円の減でございます。この扶助費につきましては、高齢者や子育て世帯、障害者への支援、いわゆる社会保障費と呼ばれるものの科目でございますが、そこに書かれているような内容で2,159万4,000円減となっております。

続きまして、補助費等、補助金関係です。対前年2,586万1,000円の減となっております。内容といたしましては、9ページ右側の表の一番上です。下水道広域化事業負担金ということで1,881万5,000円増となっております。これにつきましては、先ほどの町政執行方針にもございました衛生施設組合で処理するし尿、余市の下水施設に入れますので、その施設整備に伴う古平町の負担金分でございます。その下、北後志消防組合負担金5,804万9,000円減となっております。消防自動

車2台の更新が終了したための減でございます。

続きまして、6番、建設事業費でございます。対前年26億3,234万6,000円の減となっております。大きな要素としては、ご承知のとおり、先ほどから何度もご説明している複合施設完成いたしましたので、その分で大きく28億2,933万2,000円の減となっております。それ以外の特徴といたしましては、すぐその下です。歌棄資料館解体事業ということで1,076万9,000円計上してございます。歌棄にありますマリンハウスの横にある資料館の解体事業でございます。その下行って、観光交流センター建設事業費ということで1,651万1,000円増となっております。この観光交流センター、道の駅のことでございます。今修正設計をやろうとしている分でございます。それと、その下、ちょっと字が小さいのですが、クリーンセンターシーケンサ更新事業ということで1,193万5,000円計上してございます。その下、歌棄稲荷沢線凍雪害防止事業ということで1,900万計上してございます。さらに下のほうを見ていただきたいのですが、中心拠点再生地区整備事業費ということで、道の駅、さらには150年広場建設するために役場庁舎の解体、文化会館の解体などで1億63万3,000円計上してございます。

続きまして、7番、公債費です。対前年699万3,000円となっております。借金返しの金額でございます。

続きまして、8番、積立金でございます。対前年1,142万1,000円の減です。こちらは、ふるさと応援基金の積立が減っているということでございます。

繰出金の欄御覧ください。8,274万5,000円の増となっております。主要因としては、介護サービス会計3,509万5,000円、これは介護サービス会計で介護医療院を計上しておりますので、それに対しての不足分を一般会計から繰り出すために増加してございます。診療所運営会計につきましては、診療所会計を特別会計にしたので、その分で5,250万円増となっております。

では、続きまして32ページ御覧ください。32ページ、33ページにつきましては、先ほどの予算書の第2表、地方債をさらに細かく表したものでございます。令和4年度実施する事業で発行する起債の一覧を示したものでございます。起債の種類、償還年数、さらには償還する際の交付税措置割合まで計上したものでございます。ここで見ていただきたいのが一番下、臨時財政対策債でございます。この臨時財政対策債、令和4年は2,140万円発行する予定でございます。令和3年当初は9,040万円計上してございました。前年比較でいきますと6,900万円減となります。これにつきましては、この臨時財政対策債、国が交付税を配分する際に原資、国のほうでお金がないので、その分借金をして臨時財政対策債で交付税の穴埋めをしていたような起債でございます。この償還の際には100%国が後年度措置してくれるという起債でございました。今まで古平町は、普通交付税とこの臨時財政対策債合わせて交付税のような形で運用してきたところでございます。それが来年度地方財政計画では、この臨時財政対策債大幅に減らすという方針が出されてございます。ですので、先ほど交付税が2億7,000万増えて予算計上してございますが、こちらのほうで6,900万ほど減ってございますので、実際は2億程度増えたということになります。

続きまして、1ページめくって34ページ御覧ください。ここからは来年度の建設事業について記載してございます。

個別の事業につきましては42ページから掲上してございますので、まず42ページ御覧ください。新規の事業、さらには内容が大きく変更になっているものについてご説明いたします。まず、1番、中心拠点誘導複合施設建設事業です。来年度、令和4年度の事業としては1億281万6,000円計上してございます。複合施設周辺の工事でございます。事業内容といたしましては、中段よりちょっと上に書いておりますが、まず1つとして外構工事その3というものを実施いたします。外構工事その3は、駐車場の舗装工事です。町長の執行方針にもありましたとおり、これ秋ぐらいに完成する予定でございます。それ以外に、②番目として外構工事その2です。これは、新しい複合施設とその裏の防災棟の間の舗装工事等でございます。③番目、附帯工事その3でございます。これについては、まだ工事が行われるので、ガードフェンス等で囲いますので、その経費でございます。それと、④番目、備品移設、運搬廃棄業務委託ということで、現庁舎から新しい庁舎への移設経費、さらには廃棄物の処理経費でございます。5つ目として、機器の移設、情報ネットワーク構築委託料ということで、役場現庁舎にあるパソコン等のシステム、さらにはネットワーク等の構築に係る経費でございます。それらまとめて1億2,816万円でございます。一番下の表を御覧ください。予算科目、2款1項5目に委託料として今言った内容が1,831万6,000円、工事請負費として8,450万円計上してございます。

続きまして、43ページ御覧ください。2半、古平町中心拠点再生整備事業です。予算計上として2億9,024万6,000円でございます。内容といたしましては、恵比須小路線改良工事、佐久間歯科の前の道路の改良工事、さらには文化会館解体工事、150年広場の設計と準備工事、役場庁舎の解体工事、その解体工事の監理業務委託、さらには中心拠点再生地区整備開発行為申請業務委託、石碑等移設工事、この石碑等移設工事200万円計上してございますが、二宮金次郎の像など、必要があれば移設するための経費でございます。これら合わせまして、一番下の表です。予算科目2、1、5に委託料として1,228万4,000円、工事請負費として2億7,796万2,000円を計上してございます。

続いて、44ページ御覧ください。事業番号3、観光交流センター建設事業です。1,651万1,000円計上してございます。道の駅の実施設設計部分でございます。先ほどの町長の執行方針にもありましたように、現在検討委員会設置してございます。その検討委員会での意見を反映させて修正設計するための金額でございます。

続いて、46ページ御覧ください。歌棄資料館解体事業です。1,076万9,000円計上してございます。マリンハウスの横、海水浴場の裏手というところでしょうか、そこの建物が老朽化しており、倒壊の危険性があることから、解体するものでございます。一番下の表を御覧ください。予算科目2、1、5に工事請負費として計上してございます。

続いて、49ページ御覧ください。事業番号7、クリーンセンターシーケンサ更新事業です。1,193万5,000円計上してございます。事業内容として、シーケンサというのはクリーンセンター、一般廃棄物最終処分場の中の施設の機器を制御するための装置です。それが通常は耐用年数10年程度と言われておりますが、既に設置してから19年が経過しておりますので、今回更新するものでございます。

続きまして、54ページ御覧ください。事業番号12です。新規の事業です。えびかご漁業改良漁具

導入補助金705万円計上してございます。事業内容の欄を御覧いただきたいのですが、エビの資源の維持、増大を目的として、網目を拡大したエビ籠を用いた試験事業でございます。事業主体は、北後志えび籠漁業協議会というところで実施いたします。内容としては、改良漁具及びロープ等の資機材一式の購入費用でございます。

続きまして、55ページ、事業番号13、藻場再生試験事業補助金86万1,000円でございます。事業内容のところに記載しているとおり、磯焼けの解消を目的として、試験的に鉄分等を供給する施肥材を海岸に埋設する事業でございます。

続きまして、56ページ御覧ください。事業番号14です。公園遊具更新事業です。480万円計上してございます。事業内容としては、みどり公園に鉄製コンビネーション遊具1基、あけぼの公園に2連ブランコ1基を更新するための事業でございます。

続いて、58ページ御覧ください。事業番号16です。歌棄稻荷沢線道路改良事業です。1,900万円計上してございます。事業内容のところを見ていただきたいのですが、L200と書かれておりますが、200メートル、今年度事業を実施いたします。既設の舗装8センチを撤去して、12センチの舗装に打ち直しするための工事でございます。

続いて、60ページ御覧ください。事業番号18、第三の居場所建設事業です。事業費425万7,000円を計上してございます。これは、先ほどの教育長の教育行政執行方針でも説明されておりましたが、来年度は基本設計、実施設計、それぞれ実施する予定でございます。その下の事業計画のところを御覧ください。令和5年に本体工事、令和6年に開設予定ということで今準備しております。BG財団の100%補助の事業でございます。真ん中の図、写真を見ていただきたいのですが、建設予定地、今の文化会館の正隆寺側の駐車場のところ辺りに建設予定でございます。

続きまして、67ページ御覧ください。ここからは建設事業ではなくて、その他の事業ということで記載してございます。目新しいものにつきまして簡単にご説明いたします。まず67ページの中段御覧ください。地域交通確保対策事業ということで、その横のところに北海道後志地域公共交通活性化協議会負担金ということで170万4,000円計上してございます。この金額につきまして先ほどの町長の執行方針でございました積丹線の収支不足に対する古平町の負担分でございます。

その下です。北海道179市町村応援大使事業ということで20万4,000円計上してございます。令和4年度、北海道日本ハムファイターズの応援大使に関する事業として古平町に応援大使来ていただくことになりましたので、計上してございます。金額は小さいですが、選手の等身大パネル、さらには応援ツアー、さらには選手がコロナでなければ古平町に来ていただけるので、そのときのトークショーなどの経費でございます。

続きまして、70ページ御覧ください。中段よりちょっと下のところに新規漁業就業者支援事業ということで270万円計上してございます。新規漁業者に対して研修を受けられる環境の整備や家賃、設備購入に係る費用を補助するための経費でございます。

続きまして、1ページめくって72ページ御覧ください。中段に図書館運営事業ということで53万2,000円計上してございます。来年度から新しい図書室ではなくて図書館を運営するのに53万2,000円しか計上していないのかと思われるかもしれませんが、これにつきましては後ほど今年度、令和

3年度の一般会計の補正の中でコロナの交付金を使いまして図書館の管理システムだとか図書の購入費を計上してございますので、令和4年度の当初予算といたしましては最低限の53万2,000円を計上してございます。

73ページからは主要な財政数値の推移ということで掲上してございます。特徴的なことを申し上げますと、75ページ御覧ください。公債費の推移でございます。令和4年度につきましては4億7,417万7,000円というふうに計上してございます。これを見ていただくとだんだんと増加しておりますが、これ令和4年度までしか出ておりませんが、この後令和6年度で一旦減少いたします。小学校の建設、温泉の建設に伴った起債が終了いたしますので、令和6年には一旦減少いたしますが、令和7年からはまた増加に転じて、令和8年、9年にはこの複合施設の元金償還が始まるということで増加する見込みとなっております。

続きまして、82ページ御覧ください。基金残高の推移でございます。直近の残高の推移でございます。真ん中の表の令和4年予算の欄を見てください。令和4年度予算、今編成いたしまして、これをこのとおり全て執行いたしますと令和4年度末には基金が19億5,181万1,000円になる見込みでございます。

以上、当初予算の説明を雑駁ではありますが、終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第5号 令和4年度古平町一般会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算説明資料、薄いほうで説明させていただきます。説明資料88ページ、89ページをお開きください。令和4年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,010万円で、前年度比370万円の増となっております。

歳入のほうから説明いたします。1款1項国民健康保険税6,843万3,000円で、前年度比438万円の増額となっております。保険税の実績及び算定状況の具体的な内容につきましては、説明資料92ページ、93ページに掲載しております。後ほど御覧ください。

3款1項他会計繰入金は5,202万7,000円で、前年度比219万6,000円の増、歳出で計上しております総務管理費の増額に伴うものでございます。

2項基金繰入金でございますが、歳入の不足分を基金取崩しで賄っております。

続いて、5款諸収入につきましては、大きく増減するものはなく、前年度同額程度としております。

続きまして、右のページ、歳出に移ります。1款1項総務管理費1億2,954万8,000円で、前年度比376万9,000円の増でございますが、主な理由としましてはシステム関連経費の増となっております。

2項徴税费につきましては、需用費において少額の減額となったものでございます。

2款1項基金積立金、3款1項償還金及び還付加算金については、昨年度と同額計上でございます。

以上で令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第6号 令和4年度古平町国民健康保険事業特別会計予算についての提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） 議案第7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

こちらも予算説明資料での説明とさせていただきます。説明資料98ページ、99ページになります。令和4年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,960万円で、前年度比90万円の減となっております。

歳入のほうから説明させていただきます。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、前年度比48万円増の3,781万円となっております。

1つ飛ばしまして3款1項一般会計繰入金でございますが、前年度比162万円減の3,044万5,000円で、主に人事異動に伴いまして人件費が減少したことによる減額でございます。

5款諸収入、3項受託事業収入ですが、令和3年度から新たに始めました健診関係事業によりまして受診率の向上を若干見込みまして増加となっております。

続きまして、右のページ、歳出になります。1款1項総務管理費の798万円につきましては、前年度比100万7,000円の減額、人件費で減少、さらに高齢者の健診委託料が微増となっております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、6,117万9,000円となっております。広域連合の積算に基づき、計上しております。前年度比14万4,000円の微増となっております。

3款諸支出金につきましては、昨年度と同額計上でございます。

以上で令和4年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第7号 令和4年度古平町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時55分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書、厚いほうです。予算書の299ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出

それぞれ1億2,100万円と定めるものでございます。前年比較では800万円の増額でございます。

予算の款項の区分、金額などは、第1表を300ページ、301ページにお示ししております。

債務負担行為につきましては、簡易水道の会計を公営企業会計適用へと移行する業務で、期間、限度額について第2表を302ページにお示ししております。

地方債については、御覧のとおりでございます。

それでは、歳入から詳細についてご説明申し上げます。説明資料、薄いほうです。102ページをお開きください。それでは、歳入からご説明いたします。1款1項負担金13万9,000円の計上でございます。

2款1項使用料9,123万円の計上で、ここにつきましては水道料金が計上されております。

飛ばしまして、4款1項他会計繰入金935万2,000円の計上で、ここにつきましては一般会計からの繰入金で、地方交付税の公債費相当額を繰入れしてもらったものでございます。

飛ばしまして、6款2項受託事業収入605万1,000円の計上で、ここにつきましては消火栓更新工事などの受託事業収入でございます。

6款3項雑入398万6,000円の計上で、ここにつきましては一般会計のほうで橋梁長寿命化工事というものを行うわけですけれども、それに伴いまして配水管の補償が見込まれております。その分の収入が主なものとなっております。

7款1項町債1,020万円の計上で、これにつきましては公営企業会計適用化事業の財源として発行される事業債を予定しております。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費3,517万8,000円の計上で、ここにつきましては会計に伴う職員人件費、それと公営企業会計適用化業務委託、それと消費税納付金などがここで計上されております。

2款1項施設管理費3,165万円の計上で、浄水施設や配水施設の維持管理経費が計上されております。また、平成16年に購入した公用車が17年経過し、老朽化が著しいため、車両購入費もここで計上しております。

2款2項施設整備費874万円の計上で、量水器の更新工事や配水管の補償工事がここで計上されております。

3款1項公債費1,973万1,000円の計上でございます。

4款1項基金費につきましては1,800万円計上しております。

4款2項給水工事受託事業費549万円の計上で、消火栓工事などを受託して発注する経費がここで計上されております。

5款1項予備費221万1,000円の計上となっております。

以上で令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第8号 令和4年度古平町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） 議案第9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

予算書363ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,800万円と定めるものでございます。前年比較では900万円の増額となっております。

予算の款項の区分、金額などは、第1表を364ページ、365ページにお示ししております。

債務負担行為につきましては、公共下水道の会計を公営企業会計適用へと移行する業務で、期間、限度額につきまして第2表を366ページにお示ししております。

地方債につきましては、御覧のとおりでございます。

それでは、歳入から説明しますので、説明資料、薄いほうです。110ページをお開きください。それでは、歳入からご説明します。1款1項負担金1,000円の計上でございます。ここにつきましては、受益者負担金の収入用に科目設定しております。

2款1項使用料3,215万9,000円の計上で、下水道使用料がここでは計上されております。

飛ばしまして、3款1項国庫補助金350万円の計上で、施設更新の財源が計上されております。

飛ばしまして、5款1項一般会計繰入金1億4,958万5,000円の計上で、前年比較では169万9,000円の減でございます。当該繰入金の内訳としましては、基準内繰入れで1億2,328万8,000円、基準外繰入れ、赤字補填としましては2,629万7,000円となっております。

飛ばしまして、8款1項町債1,270万円の計上で、施設更新や公営企業会計適用化事業の財源として発行される事業債でございます。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費2,730万8,000円の計上で、ここでは会計の運営に伴う職員人件費、公営企業会計適用化業務委託、消費税納付金などが計上されております。

2款1項施設費4,944万2,000円の計上で、下水道の整備費や維持管理経費が計上されております。下水道の整備費としましては、下水道管理センター、処理場とマンホールポンプ所の施設更新が予定されております。

3款1項公債費1億2,023万7,000円の計上でございます。

4款1項予備費101万3,000円の計上となっております。

以上で令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） ただいま議案第9号 令和4年度古平町公共下水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書425ページをお開きください。令和4年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,760万円と定めるもので、前年度比1億210万円の増となっております。この主な要因は、昨年12月に開設した介護医療院事業によるものです。

予算の款、項、金額などに関しましては、第1表を次のページ、426ページ、427ページでお示ししております。

それでは、歳入について説明いたします。438ページ、439ページをお開きください。1款1項介護給付費収入8,042万3,000円の計上で、前年比5,379万8,000円の増でございます。増額の大きな要因は、介護医療院事業の開始によるものです。これは、5つのサービスメニューの給付費で、1目居宅介護サービス費等収入2,008万8,000円、前年度比370万9,000円の減となっておりますが、この主な要因は、デイサービスにつきましては前年度ほぼ同様ですが、要介護者に対するケアプランの作成事業を中止したことと、2節、短期入所サービス事業、ショートステイ、元気プラザで行っていますが、この事業につきましては介護医療院のショートステイの人数を考慮して減額しております。

3目施設介護サービス費収入、介護医療院事業の開始のため5,728万6,000円の皆増となっております。

1款2項自己負担金収入1,482万4,000円の計上で、前年度比1,080万8,000円増でございます。これは、自己負担金を伴うサービス、4つの事業の収入でございます。増額の主な要因は、これも新規事業であります3節介護医療院自己負担金収入1,077万4,000円、4節短期入所療養介護自己負担金収入、これ短期とついてはありますが、元気プラザで行いますのは短期生活介護、介護医療院で行いますのは医療系サービスとして短期入所療養介護という表現になります。こちらのほうでは55万4,000円の皆増となったことが主な要因となっております。

次のページに移りまして、2款1項一般会計繰入金4,995万1,000円で、前年度比3,509万5,000円の増額となっておりますが、これは5つのサービスメニューの歳入歳出調整の結果であります。詳細につきましては、後ほど歳出でご説明させていただきます。

次のページ、3款繰越金、科目設定で1,000円。

次のページ、4款につきましては、端数調整として69万4,000円の計上となっております。

また、次のページの5款1項道補助金170万7,000円の皆増で、これは介護医療院の介護ロボット導入支援事業補助金で、補助率は4分の3のものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたしますので、450ページ、451ページをお開きください。1款1項居宅サービス事業費3,688万2,000円で、前年度比6万6,000円の減額で、デイサービス、ショートステイの2事業分の事業費です。

1目、通所介護では社会福祉協議会へのデイサービス事業運営委託料の指定管理料のうち、人件費及び燃料費などが113万9,000円の増となっております。

2目短期入所生活介護事業は、介護医療院におけるショートステイ実施のため、事業の縮小により120万5,000円の減額となっております。令和3年度の1款2項居宅介護支援事業費は、事業の休止により廃項となっております。本年度の1款2項は、介護予防支援事業5万6,000円で、予防プラン作成業務委託料を過去の実績と要支援者認定数の状況を勘案して前年度比1,000円増としております。

1款3項施設サービス事業費1億1,047万円で、介護医療院の開設に伴い皆増となっております。

介護医療院では入所と短期入所、療養介護のサービスを提供しております。こちらは新規事業でありますので、節の説明もさせていただきたいと思っております。1節報酬3,455万7,000円は、会計年度任用職員の報酬で医師1名、看護師5名、介護職員5名、計11名分の報酬でございます。2節給料1,959万2,000円、こちらは職員給料771万5,000円、こちらは看護師1名、介護支援専門員1名、正職員2名分です。プラス会計年度任用職員の給料、こちらはフルタイム職員としまして1,187万7,000円、4名分でございます。3節職員手当等、4節共済費は、正職員と会計年度任用職員の各種手当及び共済費でございます。続きまして、8節旅費は、各種研修旅費と会計年度職員の通勤費用の費用弁償でございます。10、需用費、消耗品423万2,000円はおむつ等の衛生用品と、医薬材料費129万6,000円は入居者の処方薬及び治療に関わる医材料費でございます。12、委託料、給食業務委託料としまして1,294万7,000円、こちらは入居者等への食事提供業務及び食材料で、医師が承認しました食事箋に沿った刻み食、ムース食等及び栄養管理された食事の提供を行う業務でございます。5つ下がりまして介護ロボット通信環境整備業務、それと17節の備品購入で介護ロボット購入費ですが、先ほど補助金のほうで4分の3と申しましたが、この介護ロボットとは直接要介護者をサポートするものではなくて、ベッド上に薄いボードを敷きまして、見守りセンサーとして介護記録ソフトと連動させることによりまして介護職員等の人員体制の効率化を可能にするもので、その環境整備と9台分の機器購入をするものでございます。また委託料に戻りまして、その他施設、設備関係の委託料につきましては、項目によりまして診療所と案分した上で予算計上をしております。

次のページに移りまして、2款1項予備費19万2,000円でございます。

続きまして、予算説明資料126ページ、127ページをお開きください。こちらのほうは後ほど御覧いただきたいと思うのですが、町が直営で行っています4つのサービス事業の事業費とその財源につきまして図式で示しておりますので、黒字会計2つ、赤字会計2つということで、その赤字分、プラス分を相殺しまして一般会計から繰り入れるものでございます。一般会計のいわゆる赤字補填、2事業の不足分からショートステイ事業と予防プラン事業の黒字分を差し引いた5,045万4,000円歳入の繰越金、諸収入と予備費の差額50万3,000円を差し引き、4,995万1,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。4事業を実施する介護サービス会計としましては、前年度比、一般会計繰入金3,509万5,000円の増となっております。

以上で令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） ただいま議案第10号 令和4年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） 先ほど議案第4号 古平町立診療所運営事業特別会計条例をご決定いただき、令和4年度から特別会計の設置により診療所運営事業を実施することになりました。

それでは、議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書471ページをお開きください。令和4年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,430万円と定

めるもので、予算の款、項、金額などに関しましては第1表を次のページ、472ページ、473ページでお示ししております。

それでは、歳入についてご説明いたしますので、説明資料、薄い資料でございます。そちらのほうの132ページをお開きください。歳入予算、1款1項保険診療収入2,776万6,000円の計上でございます。これは、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療保険加入者の診療報酬でございます。その他保険等診療報酬の2,000円は、労災保険等があった場合の計上でございます。一部負担金の365万7,000円は、診療を受けた際に窓口で支払われる自己負担金でございます。

2項保険外診療収入14万9,000円は、自費でありますサポーター、コルセット、医材等の自己負担をいただく分でございます。

2款1項介護給付費収入1,000円、2項一部負担金収入1,000円は、居宅療養管理指導等の介護サービスを実施した場合に用いる科目設定でございます。

3款1項使用料323万3,000円は、インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルス等々の接種手数料です。その下、健康診断料、その他の使用料については、次のページ、133ページの2、使用料及び手数料を後ほど御覧ください。

2項手数料22万6,000円の計上で、介護保険の主治医意見書や各種文書の個人からいただく分の計上でございます。

4款1項一般会計繰入金5,250万円、これは診療所運営事業の赤字補填分を一般会計から繰入れするものでございます。

5款1項雑入42万4,000円のうち、医療提供体制設備交付金35万3,000円は、マイナンバーを今後保険証として使用する際にオンラインで資格確認をするための導入機器の補助金でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。1款1項総務管理費7,592万円で、人件費等が5,764万5,000円、これは常勤医1名及び記念塔病院から派遣医師の分と看護師5名分、この内訳は正職員1名と会計年度職員4名、事務員3名、正職員1名と会計年度職員が2名の人件費及び所長交際費でございます。委託料の783万1,000円の主なものとしましては、先ほど歳入でご説明しましたオンライン資格確認機器導入の機器を購入するもの、それと診療所内の清掃業務、電子カルテの保守、医療機器保守、医療廃棄物処理業務、自動ドア等の設備点検等でございます。工事請負費190万3,000円は、電気設備更新工事でございます。内容としましては、気中開閉器の取替えと高圧ケーブル更新工事となっております。そのほか430万7,000円は、消耗品、修繕料、コピー使用料や各種負担金となっております。

2款1項診療費796万3,000円は、治療に関わる医薬材料費等で635万7,000円、臨床検査、CT画像読影診断等の委託料が112万4,000円、また在宅酸素治療の患者が発生した場合に濃縮機器の借り上げをすることになりますので、こちらのほうが48万2,000円となっております。

3款1項予備費は41万7,000円です。

133ページ、下のほうに図が1つありますが、そちらをちょっと見ていただければ、こちらのほうは運営の事業費とその財源について図式で示しております。総事業費8,430万円に対して診療報酬等の収入3,180万円を差し引いた歳入不足の5,250万円を一般会計から繰入れするものでございます。

以上で令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計歳入歳出の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 以上で日程第6、議案第5号 令和4年度古平町一般会計予算から日程第12、議案第11号 令和4年度古平町立診療所運営事業特別会計予算までの説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第11号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時30分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第12号

○議長（堀 清君） 日程第13、議案第12号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第12号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,274万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,645万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、議案の4ページから7ページの第1表、歳入歳出予算補正によります。なお、4ページ、5ページが歳入、6ページ、7ページが歳出でございます。

また、8ページに第2表、地方債の変更として、地方債、起債の限度額を2億5,880万円減額し、13億6,545万2,000円とする補正を計上してございます。これは、後ほどご説明いたしますが、令和3年度の各事業費が固まり、その財源となる起債額が決定したための補正でございます。

以上が議決事項でございます。

それでは、議決をいただくため、一般会計の補正予算の具体的な内容を説明いたしますので、別

冊の議案第12号説明資料を御覧ください。それでは、改めまして歳出からご説明いたしますので、まずは8ページ、9ページをお開きください。予算科目の款、項の項ごとにご説明申し上げます。まず、8ページ、1款議会費、1項議会費です。既定の予算から134万3,000円を減額し、4,117万7,000円とするものでございます。これの補正内容につきましては、その横の9ページ、旅費でございます。普通旅費、議員費用弁償、これ決算見込みによる整理補正でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、既定の予算から5億9,056万1,000円を減額し、28億9,550万8,000円とするものでございます。

これの主な内容といたしましては、すぐその下に記載しております5目財産管理費でございます。この財産管理費6億681万6,000円減額しておりますが、内容といたしまして、その横に記載しているとおり、複合施設関係の補正でございます。委託料で2,719万5,000円、工事費で5億6,336万6,000円、備品購入で1,625万5,000円減額しております。事業執行、決算見込みによる整理補正でございますが、これにつきましてはかなり額が大きいものでございますので、本日A3資料で色つきの補正予算補足説明資料（複合施設建設事業関係）というものをお配りしておりますので、こちらを御覧ください。このA3の資料の見方といたしましては、一番上に中心拠点誘導複合施設建設工事監理業務委託料と書かれております。予算現額が3,301万円、補正額が892万円の減、決算見込みが2,409万円と記載しておりますが、この補正額892万円の減というのが先ほどの冊子のほうの説明資料の同じ項目に対応するものでございます。その892万円の減の内訳としては、その下に書かれているとおり、防災棟建設工事監理業務で287万円の減、さらにはZEBの補助金申請支援業務として605万円の減というふうに内訳を記載してございます。さらに、備考のほうになぜそれが減額になったのかという理由も載せております。ZEBの補助金の申請支援業務605万円減額してゼロにしておりますが、実際にこれやらなかったのかといいますと、そうではなくて別途科目設定したと、あえて工事監理業務委託料の中で当初はZEBの補助金申請支援業務を実施しようと考えておりましたが、別に予算立てして実施いたしましたので、ここではゼロにするということでございます。その下、中心拠点誘導複合施設機器移設業務委託料ということで、補正額の欄御覧いただきたいです。1,827万5,000円の減となっております。これの内訳としては、その下に記載しているとおり、一番大きいのが道防災ネットワーク、震度計ネットワーク、NWと書いたのがネットワークです。移設業務、これで1,232万円減額にしております。これ備考のところに理由を記載はしておりませんが、債務負担行為を設定して2か年事業といたしました。事業の執行上2か年事業に分割しましたので、半分が今年度未執行、執行する必要がなくなったということで減額するものでございます。続きまして、その下です。中心拠点誘導複合施設建設工事請負費ということで、ここで4億1,290万1,000円の減額としてございます。金額が大きく減額になっておりますが、その大きな理由としては、まず一番上です。1番目です。複合施設建設工事、これで9,229万円減額してございます。これにつきましては、設計変更で工事執行しなかった部分、見直した部分ありましたので、大幅な減となっております。それ以外にも、そもそも当初予算では何かあったときのために工事費の中に5,000万円予算計上しておりましたが、何もなく終わったので、その5,000万円が不執行で終わったというところでございます。それと、5番目、外構工事です。ここ3億2,020万9,000円の減となっております。これ

につきましては、備考欄御覧ください。複合施設外周部の地中熱融雪工事中止に伴う大幅な減と、複合施設の外周部に当初地中熱の工事予定しておりました。それに対して補助金も申請しておりましたが、補助金上、費用対効果が低いということで補助金不採択になったところでございます。補助金が不採択になりましたので、地中熱の工事大幅に縮小して、工事見直して当初の実施しようとしていたものをやめたので、3億2,000万程度の減となったところでございます。続きまして、中心拠点再生地区整備工事請負費です。1億5,046万5,000円の減でございます。内訳としましては、その下に記載しているとおりですが、1番の恵比須小路線排水管設置工事（附帯工事含む）、これで2,762万1,000円の減です。一部道路改良工事を午前中にご説明した令和4年度の当初予算に計上して令和3年度から令和4年度に先送りしたことにより、減となったものでございます。あと、2番目、複合施設雨水管渠新設工事3,219万7,000円の減となっておりますが、こちらは地方創生臨時交付金、コロナの交付金で実施して支出したため、この科目では皆減、ゼロになってございます。それと、4番目、道の駅ふるびら建設工事、これにつきましても施工方法、工事の実施時期、工事の全体計画、総合的に勘案して先送りにした関係上、令和3年度では実施しなかったため、ゼロになってございます。続きまして、17節のところ、中心拠点誘導複合施設備品購入費でございます。1,625万5,620円の減でございます。これにつきましては、その下4つです。大きく100万円台のものがあるのですが、入札差金で減となっております。これらを合わせた結果、中心拠点誘導複合施設関係で6億681万6,000円程度の減となったところでございます。

では、また説明資料の8ページ、9ページに戻ってください。先ほどの続きです。総務管理費、大きく減額になっているという説明を先ほどして、今複合施設関係の内容をご説明しましたが、それ以外に8ページの中段、地方創生臨時交付金費ということでコロナ対策でいただいた交付金で実施する事業を計上してございます。1月の臨時会のときに一部課税世帯5万円の補正をさせていただきましたが、それ以外の部分について今事業内容を計上してございます。9ページをそのまま御覧ください。13節で使用料及び賃借料の中で図書システムの利用料、新しい図書館で使用するシステムの利用料なんかを計上してございます。14節の工事請負費では、診療所感染症対策工事請負費ということで500万計上してございます。診療所に発熱のある方が来たときに隔離して診察するためのトレーラーハウス購入する予定で500万計上してございます。さらに、オンライン学習環境整備工事請負費ということで、午前中の教育長の教育行政執行方針の中にもあった特別教室にLANを設置するというオンライン学習環境を整備するものでございます。その下の公営住宅解体工事請負費は、清丘団地1棟2戸を解体するための経費でございます。さらに、備品購入費、図書館備品購入費、これは図書1,670冊購入予定のための経費でございます。学校保健対策備品購入費ということで209万7,000円計上しておりますが、小中学校の保健室にエアコンを設置するための経費でございます。さらに、その下、18節負担金補助及び交付金で水産物調整保管施設整備補助金ということで、東しゃこたん漁協で整備するための長時間の鮮度保持調整保管するために市場の横に冷凍冷蔵施設コンテナ設置するために500万円補助する経費でございます。以上が総務管理費でございます。

続きまして、8ページの下段、3項戸籍住民基本台帳費です。既定の予算に226万6,000円補正し、1,469万1,000円とするものでございます。これについては、住民基本台帳システム、住基システム

の改修業務の委託料です。

続きまして、2款6項監査委員費、既定の予算から10万7,000円減額し、57万5,000円とするもの
でございます。こちらは、普通旅費、委員費用弁償、決算見込みによる整理補正でございます。

続いて、10ページ、11ページ御覧ください。予算科目、3款民生費、1項社会福祉費でございま
す。既定の予算から3,588万5,000円を減額し、7億7,876万7,000円とするものでございま
す。これの主な補正要因としましては、その下に7目高齢者医療費、さらには12目障がい福祉費でそれぞれ
北海道後期高齢者医療広域連合への負担金、さらには障がい福祉費のほうで扶助費として2,187万
5,000円減額しておりますが、全て利用者がまとまって、決算見込みによる整理補正でございます。

続きまして、その下です。3款2項児童福祉費、既定の予算から327万7,000円を減額し、9,947
万8,000円とするものでございます。これにつきましては、その横に書いているとおり、児童手当で
562万5,000円減額しております。児童数が確定しておりますので、決算見込みでございます。さら
には、その下に一期倶楽部運営助成金として72万7,000円、さらには子ども・子育て支援交付金精算
返納金ということで、R2年度に交付を受けた金額確定したので、もらい過ぎていたということか
ら返納するものでございます。

続きまして、4款衛生費、2項清掃費でございます。既定の予算から366万4,000円を減額し、9,929
万3,000円とするものでございます。内訳としましては、じんかい収集運搬業務委託料、古平清掃社
で集めている燃えるごみの委託料の決算見込み、さらには北しりべし廃棄物処理広域連合、小樽へ
の負担金の決算見込みによる整理補正でございます。

続きまして、次のページ、5款農林水産業費、2項林業費でございます。既定の予算から136万4,000
円を減額し、681万4,000円とするものでございます。内容としては、林業専用道鼻垂石線維持管理
業務委託料、こちらは町が実施するために当初予算計上しておりましたが、風力発電事業者が実施
してくれたことにより町がやらなくてよくなり、減額するものでございます。その下の森林環境保
全整備事業につきましては、入札による差金でございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費でございます。既定の予算から1,079万円を減額し、2億9,656
万8,000円とするものでございます。内容としましては、13ページの12節委託料、指定管理料でござ
います。この指定管理料、温泉の指定管理料ですが、コロナに伴って緊急事態宣言が出たことに伴
い、町のほうで町民利用限定にしたことにより減収補填が発生しました。町外者利用を制限したこ
とにより収入減となりましたので、その減収補填分でございます。それ以外には、ふるさと納税の
補正でございます。

続きまして、その下、7款土木費、2項道路橋りょう費でございます。既定の予算から59万円を
減額し、1億5,394万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、道路照明更新工事
請負費、決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、その下、4項都市計画費でございます。既定の予算から54万3,000円を減額し、1億
5,237万1,000円とするものでございます。これは、下水道会計の決算見込みに伴う繰出金の整理補
正でございます。

続いて、14ページ、8款消防費、1項消防費でございます。既定の予算から350万2,000円を減額

し、2億4,925万1,000円とするものでございます。これにつきましては、その横に記載しており、まずは緊急時モニタリング車両借上げ料ということで、リース延長を見込んでおりましたが、その車を買取ったことによりリース料が不用になったための121万2,000円の減額でございます。さらに、その下、原子力防災備品、当初携帯無線として10台購入予定しておりました。10台は購入したのですが、購入に当たっては備荒資金組合の財源を使いまして5年分割で購入することといたしましたので、今回は129万9,000円が不用になったというところでございます。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、既定の予算から33万円を減額し、2,957万1,000円とするものでございます。内容としては、小学校多目的トイレの改修工事でございます。

続きまして、6項保健体育費、既定の予算から115万3,000円を減額し、2,650万4,000円とするものでございます。内容としては、コロナでロードレース大会中止といたしましたので、その実行委員会への助成金の減額分でございます。

続きまして、12款諸支出金、1項基金費、既定の予算に3,650万円を追加し、4億6,375万円とするものでございます。財政調整基金とふるさと応援基金をそれぞれ記載の金額を積み立てるための財源調整でございます。

続きまして、13款職員給与費、1項職員給与費でございます。既定の予算から3,839万8,000円を減額し、5億6,491万9,000円とするものでございます。職員給与費につきましては、職員の人件費の決算見込みによる整理補正でございます。

以上が歳出でございます。続いて歳入ご説明いたしますので、2ページ、3ページお聞きください。10款地方交付税、1項地方交付税です。既定の予算に6,772万8,000円を追加し、21億3,144万5,000円とするものでございます。内容としましては、普通交付税が国の補正によって増額になり、追加交付されましたので、その分6,772万8,000円を補正するものでございます。

続いて、12款2項手数料です。既定の予算から161万円を減額し、1,360万1,000円とするものです。内容としては、廃棄物の処理手数料、決算見込みによる減です。

続いて、13款国庫支出金、1項国庫負担金です。既定の予算から194万9,000円を減額し、2億4,373万2,000円とするものです。こちらにつきましては、決算見込みによる整理補正減でございます。

続いて、2項国庫補助金、既定の予算から2,482万8,000円を減額し、8億3,760万4,000円とするものでございます。大きな内容としましては、3ページの中段です。総務費補助金で4,989万3,000円減額になっておりますが、内訳といたしまして複合施設関連でエネルギー構造高度化事業費補助金、当初の見込みより補助率が増えて補助率10割になり、6,619万8,000円補助金が増えたところでございます。さらには、複合施設関係の事業費が固まった関係上、社会資本整備総合交付金が1億1,901万7,000円減額となったところでございます。さらに、その下、地方創生臨時交付金、先ほどご説明したコロナの交付金で行う事業の財源となるコロナ交付金が2,546万4,000円計上してございます。

続きまして、14款道支出金、1項道負担金です。既定の予算から718万4,000円減額し、1億3,289万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、決算見込みに伴う整理補正でございます。

続いて、2項道補助金です。既定の予算から245万6,000円差し引き、1億2,676万9,000円とするものでございます。こちらも事業費確定に伴う整理補正でございます。

続きまして、15款財産収入、2項財産売払収入でございます。既定の予算に351万1,000円追加し、351万3,000円とするものでございます。内容としては、不動産売払収入、町有地の売払いで132万9,000円、町有地立木売払収入で218万2,000円計上してございます。

続きまして、16款寄附金、1項寄附金です。既定の予算から1,900万1,000円減額し、4億5,100万円とするものでございます。ふるさと応援寄附金の2,000万円の減でございます。

続いて、17款繰入金、2項基金繰入金です。既定の予算から2億3,527万円減額し、3億6,519万8,000円とするものでございます。当初基金を取り崩して予算を組んでいたところなのですが、財政調整基金の繰入金500万円減額して、繰入れしなくてよくなったところでございます。さらには、減債基金繰入金6,800万見込んでおりましたが、これも繰入れしないでゼロとなったところでございます。役場庁舎建設基金とふるさと応援基金につきましては、複合施設関連の事業費確定に伴う整理補正でございます。

続いて、19款諸収入、3項受託事業収入、既定予算に10万8,000円追加し、5,131万1,000円とするものでございます。内容としましては、次の6ページ、7ページですが、決算見込みによる整理補正でございます。

続きまして、4項雑入でございます。既定の予算から1億7,299万円減額し、4億8,222万5,000円とするものです。内容といたしましては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、歳出のほうでご説明した地中熱補助金不採択となっておりますので、その分の減額でございます。

続きまして、20款町債、1項町債、既定の予算から2億5,880万円減額し、13億6,545万2,000円とするものでございます。この起債の部分、町債の部分につきましては、事業費確定に伴う起債額の確定の整理補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時10分

○議長（堀 清君） 引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） まず、歳出の説明資料9ページの総務費の複合施設の関係で説明資料が今回初めて出てきたのですけれども、できれば、特別委員会があるわけですから、事前に聞いてくれると詳しくもっと聞けるのですけれども、残念です。これから5月から供用開始になるのですけれども、議会に対する説明不足が最後までたたっているような感じを受けています。

それで、何点か聞きますけれども、外構工事で何億か皆減になりました。それで、平たく言うと、

ロードヒーティング、外構関係のアスファルトの下にロードヒーティングをやるという構想で、電気で作るか、地中熱で作るかというので、地中熱で作るという説明が今までの議会に対する説明ではなくて、びっくりした次第です。それで、費用対効果で効果が薄いという結論で却下になったという説明なのですが、電気でやった場合と、それから地中熱でやった場合のそういう比較があって費用対効果というのが薄いと、そういう結論が出たのではないかと思いますけれども、そういう比較というのは全くないのでしょうか。それがまず第1点。

それと、複合庁舎の夏、冬の冷暖房です。それをエアコンとかも一部使いますが、大きなところは地中熱で作る事業で行いましたよね。それで、地中を100メートルほど掘って地中熱を利用して冷暖房するというあれなのですが、議会では北広島と、それから当別の地中熱を利用した施設関係視察していますけれども、地中熱が何度だったのかという報告が一切なく今まできているのです。ほかのそういう地中熱を利用した冷暖房を採用しているところと比べて古平は一体どうだったのかというのを報告受けているのでしょうか。比較が分かるのであれば説明をお願いしたいです。それがまず1項目めです。

それから、同じく9ページです。中段の工事請負費で幼児センターのエアコン設置工事請負費が計上されています。幼児センターの各保育室に設置なのか、場所的なものと個数、箇所数を説明してください。

それから、ここの補正予算には計上されていませんけれども、国の介護関係、看護、それから保育士等の3%アップという予算化されていますよね。それが2月から9月までの予算計上ということで、計画書を作って申請することになってはいますが、この補正予算にも新年度の一般会計にも出てきませんよね。古平町として計画を持っておられるのかどうか伺います。

○総務課長（細川正善君） まず、1点目の電気でやる場合との比較の地中熱の回答ですが、電気と比較しているかと言われますと、比較したものはございません。地中熱でやった場合どれだけの効率が上がるのかということで補助金申請した場合に、補助側のほうで費用対効果が薄いという判断で不採択となったところでございます。

もう一点の夏、冬の冷暖房、地中熱が何度かというご質問、比較したものが分かるかという質問であります。こちら新しい複合施設、地中熱とエアコンを両方併用して冷暖房を使っていく予定でございまして。そうした場合に比較が分かるものがあるかということは、現時点では比較が分かるものはありません。ただ、私たちが報告受けているのは、同規模の施設であればほかの施設よりも50%以上削減効果があるという報告は受けてございます。

それと、4点目の保育士の3%の処遇改善のお話でございまして、古平町は計画を持っているかというのは、現時点では持ってございません。

○町民課長（五十嵐満美君） 幼児センターエアコン設置工事請負費の箇所数でございまして、事務室と子育て支援センターの2か所、保育室にはつけない予定であります。

○保健福祉課長（和泉康子君） 介護職員の件につきましては、町でいえば直営のデイサービスに介護職員がおりますけれども、まず今回の3%につきましては2月から9月ということで、国が給付費の1割分出しますよと言うのですが、9月以降補助金がなくて、はしごを削られると、

それ以降については給付費に処遇改善加算を加算して、利用者からいただいた原資にして処遇改善することになりますので、今回予算にのっているかどうかといいますと、もしやるとすれば指定管理料の中で賄えるかどうかというのは今検討しております。ただ、既に今回のコロナの3%ではなくてもともと介護職員の処遇改善ということで、デイサービスの職員、社協の職員等につきましては、正職員につきましてはベースアップ、1回の定期昇給があるので対象にしておりませんが、パート職員につきましては時間に合わせて月額4,000円、8,000円というものを提供しておりますのに、さらにそれに上乘せするかどうかというのは今福祉協議会のほうで検討しております。

○3番（真貝政昭君） せっかく国がそういう動きを持っているので、まだ確たるあれはないですけども、10月以降も何らかの形で国のほうで手当てするような向きもありますので、引き続き検討していくべきだと思います。

それで、先ほどの複合施設の駐車場の関係ですけれども、100メートル下の地中熱が何度だったかという質問です。効率の問題でなくて、北広島、それから当別、当別は幸いにも地中熱が高く、恵まれたという担当の方たちの報告でした。それと比べて古平町が一体どうだったのかというのが全く今まで報告されていけませんので、それを説明していただきたい。今分からなければ、後ほどお願いしたいと思います。

それで、もう一つ、何か特別なことがあったことのために5,000万という1項目です。今回の複合施設は何年かにわたる工事ということで、当然いろんな要素があってそういう項目が設けられたと思うのですが、具体的にどういう項目なのか、述べられたら説明してほしい。

それと、随契なので、自己管理で誰からもチェックされないでやられてきた工事なので、そこら辺のこの種の工事の在り方として随意契約がいかかなものかという検証が必要だと思います。それをそちらのほうでチェックしていくべきではないかというふうに思いますけれども、その点伺います。

○総務課長（細川正善君） まず、1点目の地中熱何度だったのかということは、この場ではちょっと分かりかねますので、後ほどご説明したいなと思います。

それと、5,000万円、具体的に何に考えていたかというご質問だったかと思いますが、単費として想定外の事態が発生したときに使うということで計上していたものなので、具体的に何かというものを想定したわけではございません。つかみであります。

それと、随意契約の部分につきましては、検証ということですので、これだけの大きな事業でございますので、何らかの形で検証はしないといけないとは考えてございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第13号

○議長(堀 清君) 日程第14、議案第13号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第13号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億2,758万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。説明資料のほう、34ページ、35ページをお開きください。1款1項総務管理費でございますが、既定の予算から443万3,000円減額し、予算額1億2,515万1,000円とするものでございます。人件費の決算見込み、健康診断委託料の減額のほか、広域連合負担金についても決算を見込んでの減額補正となります。

続きまして、歳入のほうでございます。1ページ戻って32ページ、33ページをお開きください。3款1項他会計繰入金132万円を減額し、4,851万1,000円とするもので、各繰入金の決算を見込んでの補正でございます。

3款2項基金繰入金260万円を減額し、410万円とするもので、収支調整の上、基金繰入金の減額となっております。

続きまして、5款3項受託事業収入でございますが、50万円を減額し、191万1,000円とするものでございます。こちらは、歳出での健診委託料の減額に伴いまして広域連合からの支出金を減額するものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第13号 令和3年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第14号

○議長(堀 清君) 日程第15、議案第14号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第14号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ285万1,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ6,781万円とするものでございます。

歳出のほうからご説明いたしますので、説明書46ページ、47ページをお開きください。1款1項総務管理費、既定の予算から120万6,000円を減額し、778万1,000円とするもので、令和3年度人事異動の影響による人件費の減額でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、既定の予算から164万5,000円を減額し、5,939万円とするもので、決算を見込んでのものでございます。

続きまして、歳入、44ページ、45ページをお開きください。3款1項一般会計繰入金で、既定の予算から285万1,000円を減額し、2,921万4,000円とするものでございます。こちらは、歳出で説明いたしました人件費の減と広域連合の決算を見込んだ繰入金の減額、さらに基盤安定負担金の額の確定による決算見込みによる減額でございます。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第14号 令和3年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第15号

○議長（堀 清君） 日程第16、議案第15号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第15号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,304万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額などに関しましては、第1表を22ページから25ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、別冊の議案第15号説明書58ページ、59ページをお開きください。それでは、歳出からご説明します。1款1項総務管理費、補正額としましては273万4,000円の減額でございます。ここにつきましては、人件費によるものですが、会計間異動による整理補正を今回行っております。

2款2項施設整備費、補正額としまして61万8,000円の減額でございます。この減額につきましては、決算見込みによる整理補正を行っております。

4款1項基金費、補正額としまして340万円の増額でございます。これにつきましては、先ほどの総務管理費や施設整備費の減額で調整が必要となりまして、基金の増額を見込んだものでございます。

引き続き、歳入をご説明します。56ページ、57ページお開きください。歳入です。2款1項使用料、補正額としまして2,051万9,000円の減額でございます。この減額につきましては、次の4款1項の超過料金減免を実施した分を一般会計から補填してもらいます。その見込み分を減額したものでございます。

次の4款1項他会計繰入金、補正額2,051万9,000円の増額でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援策で9か月において超過料金の半分を減額した結果、その減収となる分を一般会計で補填するという繰入金でございます。

6款3項雑入、補正額4万8,000円の増額でございます。この増額につきましては、財源調整を行っております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第15号 令和3年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第16号

○議長(堀 清君) 日程第17、議案第16号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) ただいま上程されました議案第16号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,609万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額などに関しましては、第1表を28ページから31ページにお示ししております。

地方債の補正につきましては、御覧のとおりでございます。

それでは、歳出から説明しますので、別冊の議案第16号説明資料70ページ、71ページをお開きください。それでは、歳出から説明します。1款1項総務管理費、補正額としまして11万9,000円の減額でございます。これに関しましては、人件費の整理補正を行っております。会計間異動によるものが原因でございます。

2款1項施設費、補正額としまして278万4,000円の減額でございます。委託料と工事請負費ともに決算見込みによる整理補正を行っております。

3款1項公債費につきましては、財源更正を行っております。

引き続き、歳入の説明をいたします。68ページ、69ページをお開きください。2款1項使用料、補正額としまして650万6,000円の減額でございます。この減額は、5款1項の超過料金の減免を実施した分で、一般会計からの補填を見込み、その分を減額しております。

3款1項国庫補助金、補正額としまして65万5,000円の減額でございます。ここにつきましては、決算見込みによる整理補正を行っております。

5款1項一般会計繰入金、補正額としまして495万8,000円の増額でございます。決算見込みによる整理補正や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援策の超過料金の半分を減免した分の減収分を補填する繰入金も含んでおります。

8款1項町債、補正額70万円の減額でございます。決算見込みによる整理補正を行っております。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第16号 令和3年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第17号

○議長(堀 清君) 日程第18、議案第17号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(和泉康子君) ただいま上程されました議案第17号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ102万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7,059万円とするものでございます。これは、元気プラザで実施しております短期入所生活介護事業において当初の想定よりも実績見込みが上回ったことによる増額補正でございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、説明資料の80ページ、81ページをお開きください。利用実績の件数増によりまして各種委託経費が増えたことによるものです。1款1項居宅サービス事業費、既定の予算に102万5,000円を増額し、3,797万3,000円とするもので、2目短期入所生活介護事業費の委託料で入植業務委託料11万5,000円と社会福祉協議会へ短期入所生活介護運営業務委託料として91万円を増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。78ページ、79ページをお開きください。1款1項介護給付費収入、既定の予算に50万円を増額し、2,855万4,000円とするものです。歳出で説明いたしました短期入所生活介護の実績増を見込んで給付費の増額分でございます。

2項自己負担金収入、既定の予算に52万5,000円を増額し、696万1,000円とするもので、こちらも実績見込み増による利用者からいただく利用料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第17号 令和3年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第18号

○議長(堀 清君) 日程第19、議案第18号 古平町課設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第18号 古平町課設置条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の39ページから40ページ、それと薄いほうのA4横の説明資料の1ページを御覧ください。説明につきましては、主に議案の40ページを用いて説明いたします。本件につきましては、令和4年4月1日から現在の総務課を分割し、新たに企画課を設置するための条例改正でございます。平成31年4月の機構改革で現行の総務課となり、3年が経過いたしました。複合施設は完成いたしました。今後の重要事業の一つとして道の駅の整備を予定しております。また、地方創生事業や過疎対策事業、さらには少子高齢化や人口減少が進む中で今まで以上に町民の皆さんの意見を聴きながらまちづくりを進める広聴事業が大変重要性を増してくるところでございます。そこで、企画課を設置し、組織体制の強化を図るための改正でございます。

では、40ページごらんください。改正内容についてご説明いたします。第1条は、企画課を設置し、現行の5課から総務、企画、町民課、保健福祉課、産業課及び建設水道課の6課へ改正するものでございます。

第2条では、企画課が担う分掌事務を規定しております。大きな枠組みとしては、アとして重要施策の企画及び総合調整に関する事項、イとして防災に関する事項、ウとして行政改革に関する事項、エとして広報統計に関する事項でございます。現在の総務課でいいますと企画調整係と情報防災係が企画課に入ることになります。

最後に、施行日は、令和4年4月1日からと附則で規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第18号 古平町課設置条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第19号

○議長（堀 清君） 日程第20、議案第19号 古平町中心拠点誘導複合施設設置条例案を議題と
します。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第19号 古平町中心拠点誘導複合施設
設置条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の41ページから45ページ、説明資料の3ページから5ページです。両方を用いて説明いたし
ます。本件は、先日完成いたしました複合施設について施設内の図書館、地域交流センター、地域
防災センターが地方自治法第244条に規定する公の施設に該当するため、自治法第244条の2第1項
の公の施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければいけないと規定されているこ
とから、新規に条例制定するものでございます。

それでは、条例の内容を説明する前に、改めて複合施設の各階の配置についてご説明いたします
ので、説明資料を御覧ください。まず、3ページ御覧ください。3ページは、1階の平面図でござ
います。1階の平面図の真ん中、右側のほうが正面玄関となり、海側となります。1階には調理実
習室、大ホール収納庫、大ホール、多目的室1、2ということで、この大ホールというのは現在の
文化会館の太陽ホールの機能を持ったところでございます。さらに、1階には役場庁舎として教育
委員会、保健福祉課、出納室、町民課が入ることになるところでございます。このピンクで色づけ
された部分が地域交流センターに該当いたします。下の薄い水色が役場庁舎、濃い緑が地域防災セ
ンターということになります。

続いて、1枚めくって4ページ御覧ください。4ページは、複合施設の2階部分を表したもので
ございます。2階部分、和室1、2、それと視聴覚室1、2、図書館ということになります。さら
に、役場庁舎としては町長室、総務課、企画課、産業課、建設水道課が配置されることになり
ます。黄色い部分が図書館、ピンクが先ほど言った地域交流センター、薄い水色、役場庁舎、濃い
緑が地域防災センターということになります。

続きまして、5ページ御覧ください。5ページは、3階の平面図です。3階には、中ホール、創
作活動室、中ホールというのが現在のこの部屋、オリオンの役割を持った部分でございます。3階

には、議会事務局、それ以外に防災備蓄庫、防災無線室等が配置予定になってございます。

それでは、これを踏まえまして条例の内容を説明いたしますので、議案の42ページ御覧ください。まず、第1条です。複合施設の設置目的を規定しております。条文中に規定しているとおり、地域防災の拠点及び地域のにぎわいを創出することを主目的として規定してございます。

第2条では、複合施設の名称と位置を規定しております。名称は、古平町中心拠点誘導複合施設「かなえーる」。場所は、浜町50番地。

第3条は、複合施設の構成施設を規定しております。かなえーるは、先ほども説明したとおり、役場庁舎、図書館、地域交流センター、地域防災センター、さらには先ほどの資料には載せておりませんでした。裏に防災棟があって、それらをまとめて構成すると規定してございます。

第4条では、複合施設で行う事業を規定しております。5つ規定しております。第1号では町民の交流の場の提供に関する事、第2号では町民による教育活動、文化活動の場の提供に関する事、第3号では図書その他の資料の閲覧及び貸出しに関する事、4号では地域防災情報の提供に関する事、5号では第1条の目的を達成するために必要な事業と規定してございます。1号と2号については地域交流センターについての規定でありまして、現在の文化会館をイメージしていただければよいかなと思います。3号については図書館、4号については地域防災センターに対する規定でございます。

第5条でございますが、複合施設の開館、使用時間及び休館日の規定でございます。条例上では規則で定めると規定しておりますが、その規則の内容をご説明いたしますので、もう一度説明資料を御覧ください。3ページです。3ページの右側のほうの第5条、複合施設開館時間関係（規則案）というところでございます。開館時間は、施設と曜日でそれぞれ違いますが、まず地域交流センターであれば火曜から金曜、土曜につきましては午前9時から午後9時と、日曜日は午前10時から午後6時で、図書館につきましては火曜から金曜、土曜、日曜につきましては午前10時から午後6時、休館日は月曜日と、あと祝日と年末年始というふうに規定する予定でございます。

それでは、また議案に戻っていただき、42ページです。第6条では、地域交流センターの使用の許可、制限を規定しております。第1項では、地域交流センターを使用する場合はあらかじめ町長の許可を得ること、第2項では、町長は管理上使用に対して条件をつけることができる、第3項では、町長が使用許可をしない場合を規定してございます。

さらに、43ページの第7条では、地域交流センターを使用する場合の使用料の額について規定しております。額を説明する前に、申し訳ありませんが、もう一度説明資料を御覧ください。3ページです。3ページから5ページにかけて、使用料を徴収する、貸出しすることができる部屋を赤い太線で囲っております。1階では、調理実習室、大ホール、多目的室1、2です。2階は、4ページになりますが、和室1、2。3階は、中ホール、創作活動室です。ここを貸出しすることができることになりますが、また条例案、議案のほうに戻ってください。第7条です。第7条の第1項では、それぞれの使用する場合の金額は別表で定めると規定しております。別表は、1つページをめぐっていただいて44ページの下段と45ページの上段に先ほど説明した貸付けできる部屋のそれぞれの金額を規定してございます。金額の設定根拠につきましては、他の公共施設の使用料と同様に、

フルコスト計算で算出しております。なお、営利の場合の使用や入場料を取る場合は200から350%増し、町民以外の使用は100%増しなどと別表の下に備考で規定しております。

では、またページ戻りまして43ページの第7条の第2項を御覧ください。使用料は前払い、第3項では町長が認めた場合は使用料を減免することができるかと規定しております。使用料の減免規定でございます。減免できる対象につきましては、規則で定める予定でございますが、現時点では町内の公共的団体等と規定する予定でございます。具体的には、古平町文化団体連絡協議会を基本に、団体の活動目的が公共的な役割を果たす場合は減免する予定です。ですので、町内の多くの団体は減免に該当するのではないかとというふうに考えております。

続きまして、第8条では使用料の還付、第9条では許可の取消し、第10条では原状回復の義務、第11条では入館の制限、第12条では損害賠償、第13条ではこの条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるといふ規則への委任について規定してございます。

最後に、附則でこの条例の令和4年5月6日と規定し、この条例が施行されると文化会館設置条例、さらには文化会館の使用条例が廃止されることも併せて規定してございます。現時点で複合施設、5月6日供用開始を考えてございますので、施行日を5月6日と規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○4番（寶福勝哉君） 1点だけ確認させてください。

開館時間についてなのですが、これ日曜日でも役場の行政サービスって受けることができるということでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 先ほど説明資料の3ページでご説明した開館時間は、地域交流センターと図書館ですので、役場庁舎ではありませんので、役場の行政サービスは今までどおり日曜日は受けることはできません。

○9番（工藤澄男君） これ前町長のときの話なのですが、あのときに会館をほとんどなくするような話で、ほとんどのことを今の新しく建てたところでやるというような話だったのです。それで、私のほうから、うちの町内の集会所、皆さんも御存じのとおり、生活保護者だとか身寄りのない人などが、お寺に大きいお金を払えないとか葬儀場を使えないというような人がそこを使っていたものですから、私町長に言ったのです。今度建てたところにそういう人方が葬儀できるような場所ができるのかと。そしたら、工藤さん、1か所造ってありますからということだったのですが、それがどこなのかちょっと分からないのですけれども、分かりますか。

○議長（堀 清君） 答弁調整、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時09分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） 先ほどのご質問だったのですけれども、葬儀で使うことはこの複合施設可能でございますので、葬儀で使っていただいても結構でございます。

○3番（真貝政昭君） 料金について今回初めて議会側に提示されて、説明では他町村の公共施設の利用料と比較してということだったのですけれども、私たち全く分からないのです。それで、近隣のこういう会館の施設の利用料金をきちんと設定するようになってから、そのまちの文化活動だとか、いろんな活動が停滞して使われなくなったという話をよく聞きます。それで、この条例を見ますと事細かく料金設定やられていますけれども、文化会館の場合はもともと建てられたときの会館、ホールとかの趣旨が結婚式会場として使ってもらおうという前提でスタートして、一応利用料は2万円で、町長の判断で無料にするだとかありまして、ほとんど無料で開放されてきましたよね。そういう面で、町外の団体が使おうが町外の団体が使用して町民のためになるものであれば、できるだけ今までの習慣を踏襲して、活発な活動を阻害するような、そういう対応をしてもらっては困ると、そこら辺を柔軟に考えるべきでないかと思えますけれども、基本的にそういう認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（細川正善君） まず、使用料のお話ですけれども、第7条の第3項で町長が必要と認めたときは第1項の使用料を減免することができるかと規定しておりまして、町内の、先ほどもご説明しましたが、公共的団体につきましてはほとんど減免するつもりでおります。ですので、使用料を徴収するということはほぼほぼ発生しないというふうに考えてございます。

それと、町外につきましては、やはり町内と差をつけて、取ることを基本としますが、町外の方が行う活動の内容が町民のためになるようなものについては減免して進めるという考えでおります。

○1番（木村輔宏君） ちょっと聞きたいのだけれども、こういう物事になると、浜町にさっき工藤議員がお話ししたような集会所があるわけです。そうすると、新地にもありますよね。前の町長の話を見ると、僕はあまり好きではないのだけれども、そういうお話は。それで、そのときに西部の集会所は新しく造るという話ししていたのです。これは私が質問したところですから、そうなるたとえば今のいろんな話からしていけば、こっちに役場にそういう施設ができれば、あっちに集会所を造ってもらうことは別な話だよ、だけれどももろもろの例えば葬儀だとか、そういうのにも使えますよという話ありましたよね。そうすると、会館ということは役場が施設は全部古平町民のものですから、そういう物事をするとき、バスとか、そういうものを出すのですか。

○議長（堀 清君） 答弁調整のため暫時休憩。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時15分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（細川正善君） 木村議員のご質問にお答えします。

複合施設を使ってやる内容、それがバスを出せる条件に合致すればバスを出すことは可能でござ

います。

○1番（木村輔宏君）　　ということは、古平町は2つに分かれているわけです。これは自他ともに許していることだと思うのですけれども、そうすると今の話でいくと物によってはバスを出しますと。だけれども、5人、10人で物事やりますと、あっちに集会所ができるのかできないのか、それは分かりませんが、前の話だと造るよという話はしてくれたのですけれども、そういうような場合も常に必要とした場合には出しますよということによろしいですか。

○総務課長（細川正善君）　　常に出しますというか、実際に複合施設を使って、例えば町内会が複合施設で何をするのか、その内容がバスを使える条件であればバスは出せるということです。先ほど例えば二、三人とか5名とかというお話をしましたが、バスを使う条件としては二、三人では今の基準では駄目なので、そういう場合は出すことはできないです。ただ、先ほどから何度も言っておりますとおり、複合施設を使って何をするか、その内容がバスを使える基準に達しているのであれば、バスを出すことは可能であるというところでございます。

○議長（堀　清君）　　ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀　清君）　　ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀　清君）　　ないようですので、討論を終わります。

これから議案第19号 古平町中心拠点誘導複合施設設置条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀　清君）　　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

3時半まで休憩します。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時29分

○議長（堀　清君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第20号

○議長（堀　清君）　　日程第21、議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君）　　ただいま上程されました議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の47、48、説明資料の7ページでございます。48ページを主に説明しますので、48ページ御覧ください。本件につきましては、国家公務員において令和4年4月1日から非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件が緩和されます。古平町においても国準拠の考え方から条例を改正し、非常勤職員、古平町としては主として会計年度任用職員になりますが、取得要件を緩和するための条例改正でございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。申し訳ありません、先ほど議案の48ページと言ったのですが、新旧対照表で説明したほうが分かりやすいため、説明資料のまずは7ページ御覧ください。今回の改正内容は、大きく分けて2つございます。1つ目が取得要件の緩和です。説明資料の7ページの第2条、第17条を御覧ください。左側が改正後です。右側が改正前です。これは、職員の育児休業等に関する条例の第2条と第17条を改正前と改正後で記載したものでありますが、第2条が育児休業をすることができない職員、第17条が部分休業をすることができない職員と規定しております。表右側の改正前の第2条の第3号、(3)の(ア)と第17条の第2号、(2)の(ア)では、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員とそれぞれ規定しております。それが表左側の改正後では、それぞれの規定を削除してございます。つまりこれまでは非常勤職員は在職した期間が1年以上でなければ育児休業や部分休業を取得することができませんでしたが、その要件が撤廃されるという改正でございます。これ以外は、文言の修正でございます。

これが1点目の大きな改正内容でございます。

次に、2点目の改正ですが、説明資料の8ページ御覧ください。条例第21条に妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等、22条に勤務環境の整備に関する措置として、新たに職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定したものでございます。

最後に、本一部改正の改正日は、令和4年4月1日と附則で規定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第20号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第21号ないし日程第24 議案第23号

○議長（堀 清君） 日程第22、議案第21号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第24、議案第23号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案まで、関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま一括で上程されました議案第21号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第23号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案につきましては、議会議員の報酬が49ページから50ページ、特別職の給与が51から52、教育長の給与が53から54でございます。

3本の条例改正案は全て同じ内容の改正でございますので、50ページを用いて説明させていただきます。改正内容としては、2つの改正がございます。どちらも国に準拠して改正するものでございます。1つ目は、議会議員、町長、副町長、教育長、それぞれの令和4年度以降期末手当、ボーナスの割合を6月分、12月分ともに100分の222.5から100分の215に、年間の支給割合を100分の445から100分の430へ、つまり年間の支給月を4.45か月分だったものを4.30か月分へ引き下げる改正でございます。

2つ目は、これも国に準拠した改正でございますが、昨年度、令和3年度の引下げ分を本年、令和4年6月の支給時に調整分として合わせて減じるものでございます。国は、4.3か月へ引き下げる改正は本来昨年12月の期末手当支給時に実施しようとしておりましたが、衆議院議員選挙等の絡みで法律の改正が今通常国会へずれ込み、昨年12月に調整できなかつたため、今回調整額として減額するものでございます。その内容は、附則の第2項で、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日において、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とすると、これが今ご説明した調整額についての規定でございます。

施行期日は、3本の条例とも令和4年4月1日でございます。

なお、改正の内容につきましては、先日特別職報酬審議会へ諮問し、答申を得てございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時40分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 議員報酬も、それから特別職の給与も、記憶では平成17年くらいの時期に財政が困窮しているということで引き下げた時期がありましたよね。後志管内を比較しても、決し

て高いほうではないというふうに記憶しているのです。議員報酬を下げたと同時に特別職の給与、報酬も一緒に下げているはずですが、それ以来上げていないです。ただ、手当の部分については人勧に沿ってやってきましたけれども、議員報酬だとか特別職の報酬のいかななものかという議論が本来されるべきなのだけれども、じっと我慢を続けてきているわけです。昨今の物価高だとか、そういうのを見まして、下げるに値するようなことは何かあるのかなど。人勧というのは、民間給与のあれから引っ張り出してきたやつでしょう。それを地方の公務員も特別職ものめと国がおふれを出しているわけだけれども、全く今の岸田さんが言っている賃金アップの方向と逆行するあれです。

さらに、我々の活動というのは、足を運んで要望を聞くだとか、調査活動が非常に大きな位置を占めます。書籍の購入だとか、全て上がっています。これを狭めるようなものです。議員報酬をその時々に応じて上げるという経過をたどってきているならば分からないこともないですけれども、ずっと何年ですか、平成17年くらいから今までだったら。これでは議員活動も停滞せざるを得ないです。それをさらに狭めるような今回のやつは、これは納得できない。特別職のほうだって議員と同じで、我慢して町政の行政に関わってきている中で、僅かではあるけれども、こういう後退というのは許されないなど。政府は、今まで人勧が上げろと言っているのに下げろと言って命令したことが2回あるそうです。古平の特別職とこの議場でやり取りしたことあるけれども、国の指示をたがえてやったことは一度もないと自慢している方がいましたけれども、とんでもないことです。今回は、国が下げるのに倣えといったって認めるべきでないというふうに思うのですけれども、そういう反骨心のある町長ではないのでしょうか。たまに刃向かう姿勢を示すべきでないかと思えますけれども、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 確かに平成17年当時財政が苦しくて、私当時総務課長で、まず一般職に手つける前に特別職の給与を下げるべきだということで下げた記憶がございます。こういった人事院勧告については、やっぱり従わざるを得ないのかなという気はしてございます。17年にやったときに、うちは本則で給与等を引き下げてしまったのですけれども、余市の場合は附則でうたって、附則で引き下げた。期限をいついつまでという形で実施したという経緯がございます。あと、北後志では皆さんあのとき下げたのですけれども、町のトップとして財政が大変であればやはりそういったものに関連して私どもも考えていかなければならないのかなという気は持っていますので、今回に関しては人事院勧告の中で、この後議案提案されますけれども、一般職についてもそういった中で従わざるを得ないのかなと思っております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第21号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 人勧に基づいた今回の引下げに反対するものです。

今町長答弁があったように、一般職も含めて人勧に従うという方針が出されましたので、平成17年近辺に引き下げられた議員報酬、改めて報酬の在り方というものを特別職も含めて議論を進める

べきだと思っています。その上で人勧に従うというのであれば納得できるものであります。
以上です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの議案第21号に述べました内容と同じですので、省略したいと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 議案第21号、それから22号で述べましたとおりでございます。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第24号

○議長（堀 清君） 日程第25、議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案55から56ページ、説明資料の15ページです。2つ見比べながら説明をお聞きください。本件の内容としては、3つの改正がございます。1つ目は、先ほどの特別職と同様に国に準拠し、令和4年度以降の期末手当の支給率を減ずる改正でございます。2つ目につきましては、これも特別職と同様に令和3年12月で調整しようとしていた令和3年度分を令和4年6月から調整額として減額する改正でございます。3つ目の改正は、職員の標準的な職務内容を示した等級別基準職務表の改正の3つでございます。

それでは、改正内容を詳しくご説明いたしますので、まずは議案56ページ御覧ください。1つ目の改正内容です。ページ冒頭に第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改めと規定されておりますが、この改正は再任用職員以外の職員に適用する期末手当の改正で、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」に改めるという規定は再任用職員に対して適用される改正でございます。先ほどの特別職とは減じる率が異なりますが、これは一般職のボーナスは期末手当と勤勉手当で構成されている関係上、改正する率が異なるためであり、結果としては期末手当と勤勉手当を合算すると特別職と同様に再任用職員以外は年間の支給率が4.45か月から4.3か月となります。再任用職員については、2.35か月から2.25か月となります。これが1つ目の改正でございます。

2つ目の改正は、特別職と同様に、附則の第2項の中段で規定されているとおり、令和3年12月に支給された期末手当の額に、再任用職員以外の職員と再任用職員でそれぞれ下段に規定されている127.5分の15と72.5分の10を乗じて算出される額を令和4年6月の期末手当から調整額として減じるという改正でございます。

1つ目と2つ目の改正は、人事院勧告に基づく国準拠の改正でございます。

3つ目の改正につきましては、説明資料15ページの下段の表を御覧ください。別表2でございます。この部分の改正は、期末、勤勉手当、ボーナスとは関係のない別の改正でございます。一般職の給与条例には、職員の職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いに基づきまして等級別基準職務表というものが規定されております。1級から6級までございまして、級が上がるほど月額給料が高くなると定めております。これまでは、課長と課長補佐的な役割である主幹は同じ職務表に位置づけ

られておりましたが、職務の内容や責任の度合い、国に準拠、さらには他町村を参考にして、6級には課長しかわたれないように改正するものでございます。ちなみに、現在主幹職は条例上に定められているだけで、発令されている者はございません。

最後に、本一部改正の施行日は、令和4年4月1日と附則で規定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 公務員の給与というのは、みなし公務員と言われている団体職員にも適用されますよね。例えば農協だとか商工会だとか、ざっと我々が知り得る限りでどのような職場が対象になりますか。

それと、こういうふうに決まっていきますと、それに準じてそういう給与改正が行われていると思うのですけれども、押しなべてスムーズにそれに従っていくものなのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） みなし公務員の部分、どこかというご質問ですが、はっきりと私とその団体に調査したり聞いたりしたわけではないですが、この場で恐らくと言っては大変申し訳ないのですけれども、漁協、商工会、福祉会、社協などが参考にしていると以前聞いたことがございます。

その後、押しなべてそれが適用されるのかというのは、今言った団体がそれを適用するのかという趣旨かと思われませんが、そちらにつきましては私のほうでは分かりかねます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 反対する立場から一言述べさせていただきます。

今伺いましたように、公務員の給与というのは広くみなし公務員と言われている各団体の職員にも直接影響を与えるものだとは承知しております。昨今の民間の労働者が大分後退しているというのは人勧の調査でも分かりましたけれども、今の岸田政権の目標は、財界に要望しているように賃金の引上げを要望しているのです。それを国家経験をはじめ、地方公務員までこういうふうに引下げの指示をやるというのは本末転倒といえますか、言っていることとやっていることが全く逆で、経済に与える影響というのはあまりいい面はないと、そういう立場でいます。それと、公務員の給与ですけれども、最近の新聞報道を見ていますと、高卒の初任給が時間割計算しますと最低賃金割れという記事も出始めています。これは、10年ぐらい前にも川西市という市の実態を告発した市議会議員のホームページで見ることができたのですけれども、これはまんざらうそではないようです。公務員はとかく安定した職業というふうに言われていますけれども、給与面で最賃割れをするような、そういう事態が進んでいるとすれば、これはゆゆしき事態であると。国の経済にとっても労働者の生活全体の底上げを図っていく上でも見過ごすことができない問題であると考えています。そういう状態にありながら、手当をこういう形で下げるとするのは絶対認めることはできないという

立場でいます。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第25号

○議長（堀 清君） 日程第26、議案第25号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第25号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の57から58ページ、説明資料の17ページです。2つを見比べながら説明をお聞きください。本件につきましては、現在平成30年から職員が道内の日帰り出張した際には日当を支給しないこととなっておりますが、後志管内の他町村の状況、コロナ終息後の出張増による職員の経済的負担等を勘案し、日当を支給するよう見直すものと宿泊料も管内の状況を勘案して見直すものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたします。新旧対照表で説明したほうが分かりやすいため、説明資料17ページ御覧ください。表右側の改正前、第16条第2項では、北海道内の日帰り出張には、前項の規定にかかわらず日当を支給しないと規定されておりますが、左側の改正後の第2項では、鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路50キロメートル未満の旅行の場合における日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給すると規定しております。これは、原則出張した場合には日当を支給いたしますが、距離が短い場合、つまり出張先が近場の場合にはやむを得ない場合以外は支給しないことを規定しております。現時点での想定では、北後志の余市、積丹、仁木への出張を想定しての規定でございます。

改正後の第3項では、第2項の距離を計算する際の前提条件を規定してございます。

次に、別表1の改正でございます。実際の日当額と宿泊料の額の改正でございます。日当額につきましては、1日当たり、他町村の状況を勘案しまして、道内の場合は国基準の半額として、町長などの特別職が1,500円、一般職を1,100円と設定したところでございます。道外出張の場合は、旅

行において道内に比べて諸雑費がやはりかかりますので、3割増しとして、それぞれ2,000円、1,500円と設定いたしました。また、宿泊料につきましても管内の状況を勘案し、道内とその3割増しで道外を設定したところでございます。金額は、そこに記載されているとおりでございます。

最後に、本一部改正の施行日は、令和4年4月1日と附則で規定してございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 別表第1を見ているのですけれども、改正前と改正後で、例えば宿泊料、町長等の場合1万3,300円から1万800円、押しなべて減額の数字が出ているのですけれども、世の中がこのように変わったということなのですか。

○総務課長（細川正善君） 世の中が変わったというか、これを設定するに当たって後志管内の他町村の状況を調査しました。その調査した結果、多くの団体でこの数字を使っているということで、改正したものでございます。

○3番（真貝政昭君） 他町村はどうでもいいのですけれども、実際これで間に合うかどうかというのが問題なのです。間に合うなら納得できるのですけれども、間に合わない数字になっているのではないかという疑問があります。どうですか。

○総務課長（細川正善君） いつときのインバウンドで高騰した時期よりは下がっておりますので、大丈夫だというふうに考えて規定してございます。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第26号

○議長（堀 清君） 日程第27、議案第26号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第26号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

本件は、民法の一部を改正する法律により成年となる年齢が18歳に引き下げられたこと、また所得税法等の一部を改正する法律により寡婦の規定が寡婦とひとり親に区別されたこと、以上により文言の整理が必要となり、条例改正を提案するものでございます。

改正内容につきましては、次のページでご説明します。次のページをお開きください。改正内容は、本市中段に記載のある第9条第5項中と書いてありますが、この第9条につきましては入居者の選考を規定している条文でございます。改正内容を読み上げます。第9条第5項中「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する寡婦又はひとり親であって18歳未満の子を扶養している者」に改めるということでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第26号 古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第27号

○議長（堀 清君） 日程第28、議案第27号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第27号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定について提案理由のご説明をいたします。

本件は、令和3年4月1日から1年間を期間としておりました古平町地域福祉センターの指定管理は令和4年3月31日をもってその指定期間が満了することに伴い、令和4年4月1日以降の当該指定管理者について、平成18年度から実績のあります社会福祉法人古平町社会福祉協議会に対し、古平町の公の施設に係る指定管理の手續等に関する条例第2条ただし書に基づく当該条例施行規則第2条第2項第2号の規定に合致するものとし、1月21日、公募によらず指定管理者の候補者として指名したところ、同月28日、当該法人より指定管理者の申請があり、2月24日に奥山副町長を委員長とし、4名の委員で構成された指定管理者選考委員会において審議を行いました。審査の方法は、形式審査と評点審査とし、要件を満たしているか、マル・バツ方式で審査してございます。内

容については、説明資料のほうに添付しておりますので、後ほどご確認ください。審査におきましては、評点審査、22点項目全てにおいて要件を満たしているという判断になってございます。

この報告を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定いたしたく、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

前回の指定期間は、令和4年度からの地域福祉センターと高齢者生活支援ハウスの管理体制の在り方も含め検討することとしておりましたので、指定期間を1年間としておりましたが、今回は3年間とするものでございます。

それでは、議案を朗読させていただきます。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町地域福祉センター。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人住所、古平町大字浜町711番地、(2)、法人名、社会福祉法人古平町社会福祉協議会、(3)、代表者職氏名、会長、加我孝芳。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 古平町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時19分

（1番 木村輔宏君退席）

再開 午後 4時19分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第29 議案第28号

○議長（堀 清君） 日程第29、議案第28号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第28号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定について提案理由のご説明をいたします。

本件は、平成29年4月1日から5年間を期間としております古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理は令和4年3月31日をもってその指定期間が満了することに伴い、令和4年4月1日以降の当該指定管理について平成29年度から実績のあります社会福祉法人古平福祉会に対し、古平町の公の施設に係る指定管理の手續等に関する条例第2条ただし書に基づく当該条例施行規則第2条第2項第2号の規定に合致するものとし、1月21日、公募によらず指定管理者の候補者として指名したところ、2月21日、当該法人より指定管理者の申請があり、議案第27号の古平町地域福祉センターと同様に2月24日開催の指定管理者選考委員会において同様の審査方法で審査を行いました。審査においては、評点審査、22点項目全てにおいて要件を満たしているという判断になってございます。

この報告を受けたことから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定いたしたく、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

前回の指定期間5年間を今回3年間にした理由は、高齢者福祉関連施設であることから、古平町地域福祉センターの指定管理期間に合わせ、指定の期間を3年間としたものでございます。

それでは、議案を朗読させていただきます。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人住所、古平町大字新地町21番地4、（2）、法人名、社会福祉法人古平福祉会、（3）、代表者職氏名、理事長、木村輔宏。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時23分
(1番 木村輔宏君着席)
再開 午後 4時24分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第30 議案第29号

○議長（堀 清君） 日程第30、議案第29号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（岩戸真二君） ただいま上程されました議案第29号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

議案は65ページです。本件は、令和3年4月1日から1年間を指定期間として実施しておりますあいらんど広場、いわゆるパークゴルフ場の指定期間がこの3月31日をもちまして終了することから、4月1日以降も引き続き指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回指定管理者の候補者として提案する業者は、これまでも本施設の指定管理者であった太平ビルサービス株式会社でございます。募集期間中応募してきたのは本業者1社のみで、選定委員会の審査の結果、条例に定める審査項目全てで要件を満たしており、利用者のニーズに合った事業運営が期待できること、さらにはこれまでも問題もなく業務を遂行してきた実績があるため、候補者として決定いたしました。

なお、今回の指定期間につきましては、これまでは家族旅行村とセットで3年間の指定を行ってきたところでありますけれども、既に昨年9月議会の一般質問でもご説明しましたとおり、旅行村は現在運営方針を検討中のため、今回も取りあえず令和4年の1年限りとしたところでございます。

それでは、議案65ページの記以下を朗読いたします。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町あいらんど広場。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人住所、東京都新宿区西新宿6丁目22番1号、（2）、法人名、太平ビルサービス株式会社、（3）、代表者職氏名、代表取締役会長兼社長、狩野伸彌。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和5年3月31日。

なお、審査結果の詳細は議案説明資料の25ページをご参照ください。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 古平町あいらんど広場の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 報告第1号

○議長(堀 清君) 日程第31、報告第1号 専決処分(第1号)の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました報告第1号 専決処分(第1号)の報告について報告内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年4月3日に議決を経た中心拠点誘導複合施設建設工事請負契約に係る契約金額の変更を令和3年1月29日付で専決処分し、昨年、令和3年第1回定例会で報告いたしましたものをさらに令和4年、本年1月24日付で地方自治法第180条第1項に基づき2回目の契約変更を専決処分いたしましたので、同法同条第2項に基づき議会へ報告するものでございます。

議案67ページを御覧ください。今回専決処分した契約金額は、19億5,316万円から19億1,587万円と3,729万円の減額変更でございます。町の規定では、町長の専決処分事項の指定については議会の議決を経て締結した工事の請負契約は、請負金額の20%を超えない変更は専決処分ができると規定しております。そこで、今回専決処分させていただきました。先ほどの令和3年度の一般会計補正予算の中でも少しご説明したとおりでございます。

主な変更内容としては、様々なものが積み重なった減額変更でございます。大きなものとしては、当初ロビー等にストーンベンチ、石のベンチを予定しておりましたが、機能性を考慮し、設置を中止し、それで約580万円の減額、受付カウンターを当初本工事請負契約で計上しておりましたが、別途発注の備品購入で見たことによる減で315万円、庁舎正面玄関にデジタルサイネージといって古平町の情報を流す大型スクリーン設置をする予定でございますが、当初は80インチのテレビ3台を想定しておりました。しかし、来訪者の利用頻度等を考慮し、98型の1台に変更したことで230万円の減、サイン、掲示板も予定しておりましたが、デジタルサイネージを活用することでの一部中止、それにより200万円の減、共用トイレの衛生器具を来訪者の利用実態を勘案しての変更、それで190万円、その他小さな変更が積み上がり、それに対する諸経費も加えて合計で3,729万円の減となったところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第1号 専決処分（第1号）の報告について報告を終わります。

◎日程第32 報告第2号

○議長（堀 清君） 日程第32、報告第2号 専決処分（第2号）の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分（第2号）の報告についてその内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、先ほどの報告第1号と同様に、令和3年4月9日に議決を経た中心拠点誘導複合施設防災棟建設工事請負契約に係る契約金額の変更を令和4年、本年1月24日付で自治法第180条第1項に基づき契約変更を専決処分いたしましたので、同法同条第2項に基づき議会へ報告するものでございます。

議案69ページ御覧ください。今回の専決した契約変更額は、2億3,540万円から2億3,738万円と198万円の増額変更でございます。こちらの変更も町の規定である町長の専決処分事項の指定についてに基づき、請負金額の20%を超えない契約変更は専決処分できると規定されておりますので、専決処分させていただきました。

主な変更内容といたしましては、発電機設備の変更で129万円です。夏場の発電機稼働時に室外機器の効率を低減させないため、発電機排気ダクトの延長などを行いました。これに諸経費を含めて198万円の変更となったところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第2号 専決処分（第2号）の報告について報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時37分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第33 発議第1号

○議長（堀 清君） 日程第33、発議第1号 古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例案を議題とします。

本案について提案者からの説明を求めます。

○3番（真貝政昭君） ただいま上程されました発議第1号 古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例案について提案理由を説明いたします。

平成12年、2000年になりますけれども、6月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律、最終処分法が公布されたのをを受けて同年10月に設立された原子力発電環境整備機構、略称ニューモは、最終処分場の選定から最終処分の実施、管理など事業全般を行うこととなっている。これに対し、北海道庁は平成12年10月24日、特定放射性廃棄物の持込みは受け入れがたいと宣言し、条例化しました。その後受入れ先は白紙状態が続き、原子力委員会は解決の糸口を探るため日本学術会議に知恵を求めたところ、平成24年、2012年ですが、日本はもともと地震や火山活動が活発なことに加えて、東日本大震災が発生し、地殻変動も活発化している。そんな環境の中で、放射線レベルが下がるのに必要な10万年間、安全だとは住民に理解されない。核ごみの地層処分は安全確保が困難だと、一から考え直すようにと方針転換を求めました。

道の条例に反して令和2年、2020年、寿都町と神恵内村が処分場の選定地区に応募しましたが、すぐさま知事や近隣漁協、道内全域の漁協の代表などが反対の意思表示をしました。抗議しました。古平町が地層処分にふさわしいかどうかについて、前町長は令和2年9月の定例町議会で、一部分適地とはなっているが、核のごみの受入れはすべきものではないと判断しておりますと述べました。現町長は、令和3年9月の定例町議会で、町議会が北海道への核のごみ持込みに反対する意見書を可決していることは十分承知しており、古平町だけでなく、近隣町村、ひいては道内に核のごみの最終処分場を受け入れることについては反対でありますと述べています。町民が現在、未来ともに不安なく安心して生活できることが確かなものとするために条例化は必要不可欠なことです。

続きまして、条例案の内容を簡単に説明します。第1条ではこの条例の目的、第2条では用語の定義、第3条ではこの条例の基本理念、第4条では町の基本施策、第5条では町の責務、第6条では町民の責務を規定しております。

最後に、附則で公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（堀 清君） ただいま提出者からの説明が終わりました。

お諮りします。本案は、全員で構成する古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については全員で構成する古平町に放射性物質等を持ち込ませない条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時48分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

議事日程の都合により、3月11日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、3月11日は休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時49分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員